

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 2 3 号
発行日 令和 4 年 9 月 1 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○規 則

- 綾部市団体事業補助金等交付規則の一部改正
(財政課)・・・1

- 綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正
(財政課)・・・2

○告 示

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・3

- 綾部市公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・4

- 指定障害児相談支援事業者の変更告示
(障害者支援課)・・・6

- 綾部市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要綱の一部改正
(社会福祉課)・・・7

- 綾部市ネーミングライツ事業実施要綱の一部改正
(財政課)・・・14

- 綾部市医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業補助金交付要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・15

- 綾部市医療的ケア児等相談支援調整事業補助金交付要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・16

- 綾部市居宅医療的ケア支援事

業実施要綱の一部改正

- (障害者支援課)・・・17
- 綾部市軽・中等度難聴児支援事業実施要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・18
- 綾部市更生訓練費支給要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・19
- 綾部市手話通訳者、要約筆記者等派遣事業実施要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・20
- 綾部市重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・21
- 綾部市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・22
- 綾部市障害児者移動支援事業運営要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・23
- 綾部市障害児者日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・24
- 綾部市障害児者日中一時支援事業実施要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・25
- 綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・26
- 綾部市障害者相談員設置要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・27
- 綾部市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱の一部改正

	(障害者支援課)・・・28		(監理課)・・・67
・綾部市身体障害者自動車改造 助成金支給要綱の一部改正		・公示送達	(税務課)・・・68
	(障害者支援課)・・・29	・公示送達	(税務課)・・・69
・綾部市多子軽減措置に伴う障 害児通所給付費支給要綱の一 部改正		・市道宮代豊里線改良工事(4 工区)条件付一般競争入札に ついて	(監理課)・・・70
	(障害者支援課)・・・30	・林道君尾線改良工事条件付一 般競争入札について	(監理課)・・・80
・綾部市地域活動支援センター 事業実施要綱の一部改正			
	(障害者支援課)・・・31	・綾部中学校教室棟西側外壁改 修工事条件付一般競争入札に ついて	(監理課)・・・90
・綾部市日常生活用具貸与事業 実施要綱の一部改正			
	(障害者支援課)・・・32	・避難所誘導標識設置工事条件 付一般競争入札について	(監理課)・・・100
・綾部市訪問生活介護事業運営 要綱の一部改正			
	(障害者支援課)・・・33	・栗町配水管布設替工事条件付 一般競争入札(取り抜け方式) について	(監理課)・・・110
・綾部市新型コロナウイルス感 染症生活困窮者自立支援金支 給事業実施要綱の一部改正			
	(社会福祉課)・・・34	・下八田町配水管布設替工事条 件付一般競争入札(取り抜け 方式)について	(監理課)・・・120
○公 告			
・綾部市職員採用試験の実施に ついて			
	(職員課)・・・35	・高津町配水管布設替工事条件 付一般競争入札(取り抜け方 式)について	(監理課)・・・130
・林道君尾線改良工事条件付一 般競争入札について			
	(監理課)・・・42	・公示送達	(税務課)・・・140
・公共下水道舗装復旧(4-2) 工事及び公共下水道関連舗装 復旧(4-2)工事条件付一 般競争入札について		・綾部市下水道排水設備指定業 者規程に基づく指定業者の公 表	(下水道課)・・・141
	(監理課)・・・52		
・放置自転車の処分について			
	(市民協働課)・・・63		
・公示送達			
	(税務課)・・・66		
・条件付一般競争入札公告の取 り下げについて		○消防本部告示	
		・綾部市消防本部患者等搬送事 業に対する指導及び認定に関	

する要綱の制定	・ ・ ・ 142	・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	・ ・ ・ 201
○選挙管理委員会告示			
・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所	・ ・ ・ 187	・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	・ ・ ・ 202
・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙において、選挙長及び綾部市選挙管理委員会が事務を行う場所	・ ・ ・ 193	・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任	・ ・ ・ 203
・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	・ ・ ・ 194	・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所	・ ・ ・ 205
・ 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数	・ ・ ・ 195	・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙の開票事務について	・ ・ ・ 207
・ 綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数	・ ・ ・ 196	・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙の期日前投票所の投票管理に関する支出制限金額	・ ・ ・ 208
・ 合併協議会設置協議についての投票請求に要する有権者総数の6分の1の数	・ ・ ・ 197	・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色	・ ・ ・ 209
・ 綾部市議会議員一般選挙の期日及び選挙すべき議員の数	・ ・ ・ 198	・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式	・ ・ ・ 210
・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における各投票区の投票所	・ ・ ・ 199	・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙において使用する選挙長の印	・ ・ ・ 211
・ 令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における期日前投票所			

	・ ・ ・ 212
・ 令和 4 年 8 月 2 8 日 執行の綾部市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ	
	・ ・ ・ 213
・ 令和 4 年 8 月 2 8 日 執行の綾部市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の変更	
	・ ・ ・ 214
・ 令和 4 年 8 月 2 8 日 執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙会を開始する時刻の繰上げ	
	・ ・ ・ 215
・ 令和 4 年 8 月 2 8 日 執行の綾部市議会議員一般選挙において当選した当選人の住所及び氏名	
	・ ・ ・ 216
・ 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数	
	・ ・ ・ 217
・ 綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数	
	・ ・ ・ 218
・ 合併協議会設置協議についての投票請求に要する有権者総数の 6 分の 1 の数	
	・ ・ ・ 219

規 則

綾部市団体事業補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第30号

綾部市団体事業補助金等交付規則の一部を改正する規則

綾部市団体事業補助金等交付規則（昭和34年綾部市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「正副2通を作製し」を削る。

第7条第2項中「正副2通作製し」を削る。

様式第1号及び様式第5号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第31号

綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第159号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和4年8月9日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和4年 4月 1日	綾0824-41006	平成 8年 7月28日
令和4年 4月 1日	綾0903-61053	昭和26年 1月 1日
令和4年 4月 1日	綾0841-73003	昭和29年 2月 7日
令和4年 4月 1日	綾0709-32022	昭和58年12月 7日

綾部市告示第 160 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

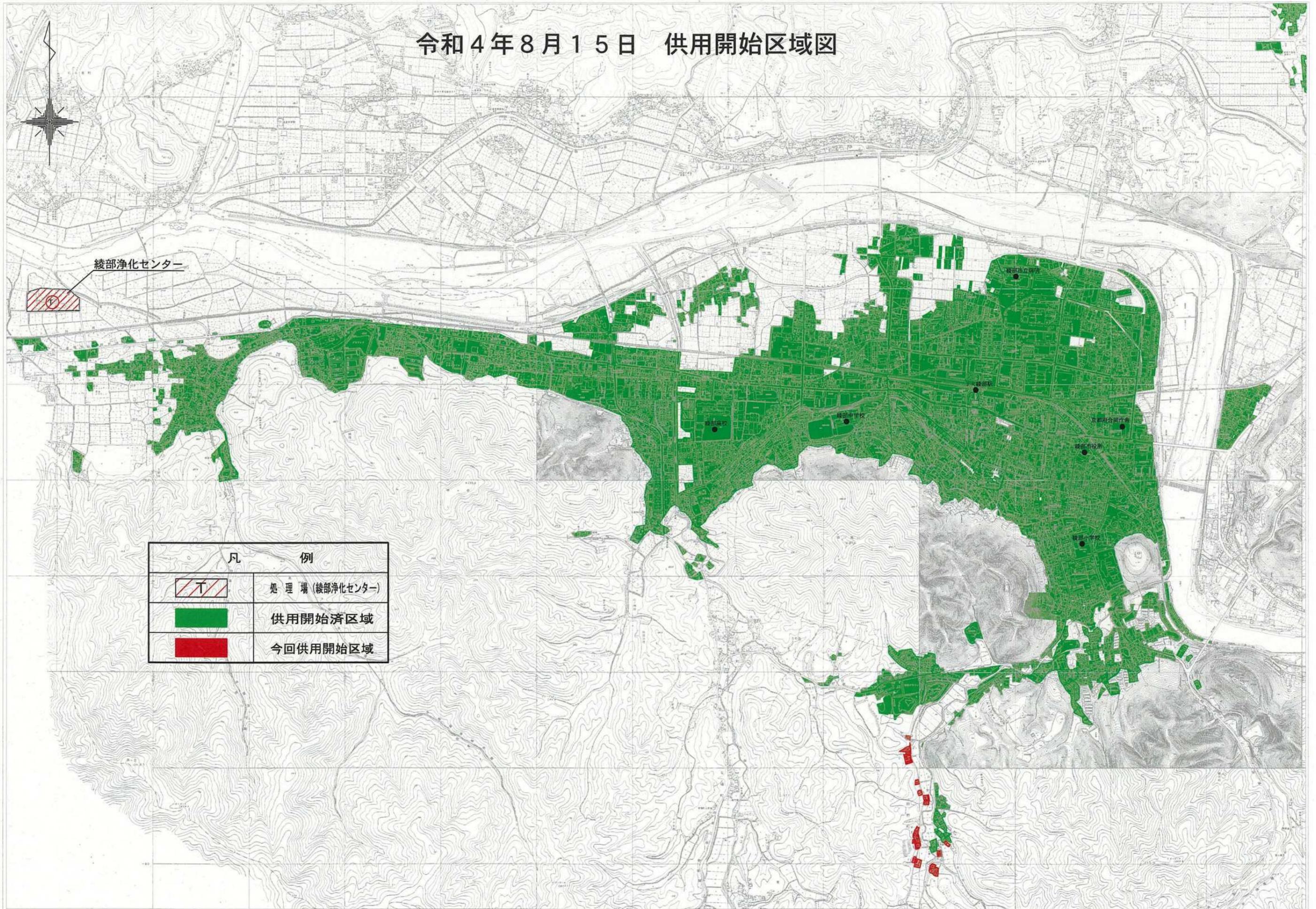
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

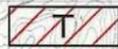
令和 4 年 8 月 15 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和 4 年 8 月 15 日
- 2 下水を排除すべき区域 田野町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 田野町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和 4 年 8 月 15 日
- 6 下水を処理すべき区域 田野町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕 8 番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

令和4年8月15日 供用開始区域図



凡 例	
	処 理 場 (綾部浄化センター)
	供用開始済区域
	今回供用開始区域

綾部市告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者について、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年綾部市規則第6号。以下「規則」という。）の規定により変更の届出があったので、規則第4条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月23日

綾部市長 山崎善也

- 1 事業者の名称 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
- 2 事務所の所在地 京都府城陽市寺田林ノ口11番64
(変更前：京都市中京区西ノ京東中合町2番地)
- 3 事業所の名称 綾部市聴覚言語障害者支援センター
- 4 事業所の所在地 綾部市青野町西青野18番地
- 5 指定年月日 令和2年4月1日
(変更年月日：令和4年8月2日)
- 6 事業の種類 指定計画相談支援、指定障害児相談支援
- 7 主たる対象者 限定なし
- 8 事業所番号 指定計画相談支援 2631800238
指定障害児相談支援 2671800049

綾部市告示第162号

綾部市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要綱（令和4年綾部市告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月24日

綾部市長 山崎善也

第3条第1項第1号中「3年度分」の次に「又は令和4年度分」を加え、同項第2号中「令和3年」を「令和4年」に改め、同号ア中「同条第1号」を「前号」に、「属する者を含む世帯」を「属していた者を含む世帯（当該者が前号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）」に改め、同号イ中「基準日において」を「基準日（令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付については、令和4年6月1日（以下同じ。）」において」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付について、既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

第6条第1項を次のように改める。

非課税世帯等給付金の支給を受けようとする者は、第3条に定める支給対象者に応じて、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書（様式第1号）（以下「確認書」という。）若しくは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）（様式第2号）（以下「申請書」という。）又は令和4年度分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書（様式第3号）（以下「令和4年度分確認書」という。）若しくは令和4年度分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）（様式第4号）若しくは令和4年度分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（様式第5号）（以下様式第4号及び様式第5号を「令和4年度分申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

第6条第2項中「申請書」の次に「又は令和4年度分申請書」を加える。

第7条第1項中「確認書」の次に「若しくは令和4年度分確認書」を加え、同条第2項中「確認書」の次に「又は令和4年度分確認書」を加える。

第8条第2項中「確認書」の次に「又は令和4年度分確認書」を加え、同条第3項中「市町村民税非課税世帯への支給及び家計急変世帯への支給」を「第3条第1項第1号に規定する令和3年度分市町村民税均等割が非課税である世帯への支給」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第3条第1項第1号に規定する令和4年度分市町村民税非課税世帯及び同項第2号に規定する家計急変世帯への支給に関する令和4年度分申請書の提出期限は、令和4年12月23日とする。

告 示

第9条中「又は申請書」を「若しくは申請書又は令和4年度分確認書若しくは令和4年度分申請書」に改める。

第12条第1項中「申請書」の次に「並びに令和4年度分確認書及び令和4年度分申請書」を加え、同条第2項中「申請書」の次に「並びに令和4年度分確認書及び令和4年度分申請書」を加え、「取り下げ」を「取下げ」に改める。

様式第3号を次のように改める。

告 示

様式第3号(第6条関係)

令和4年6月1日以降用

現住所

発行日 年 月 日

世帯主氏名

様

綾部市長

令和4年度分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和4年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、お知らせします。

以下の内容を確認して、発行日から3か月以内に、この確認書を返信してください。

支給方法	口座振込
支給日	市が確認書を受理した日から30日以内
支給口座	
支給額	100,000円

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄(以下の項目を確認し、該当する場合は、(□)にレを入れてください。)

□	① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
□	② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
□	③ 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。

※①から③の全てに該当する場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

(いずれか1つでもチェックがない場合は、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。)

※租税条約による住民税の免除を届け出ている世帯員がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。

また、意図的に虚偽の確認をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄の□に×印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
-------	--	-----	----	---	---	---	---------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

□ 上記口座に代えて(又は上記の口座欄が空欄の場合)、下記の口座への振込を希望します。

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1.銀行 4.信通 7.信濃通 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めでお書きください。	※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行		通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
		(6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)	※右詰めでご記入ください。	※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。		1 0 ※		

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、綾部市役所()までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】※代理人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を添付してください。

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、臨時特別給付金の(確認・請求 受給 確認・請求及び受給)を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名(又は記名押印) (印)

様式第 3 号の次に次の 2 様式を加える。

令和4年度分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書) (申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(令和4年6月1日時点の市区町村)
綾部市長 様



1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和4年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

- 令和4年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和4年1月1日時点で住民登録がある市区町村が発行する「住民税非課税証明書」を添付してください。(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員) 住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。
- 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給対象となりません。令和3年12月10日時点の住所が、現住所と異なる方は、記載された住所地の市町村に支給の有無を確認する場合があります。

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	個人番号		令和4年1月1日 及び 令和3年12月10日 時点の住所	「異なる」場合には、 それぞれの時点の住所を記載	住民税均等割課税状況	
				生年月日	個人番号			令和4年度	令和3年度
1		世帯主				R4.1.1時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		令和4年度	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
						R3.12.10時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		令和3年度	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2				明・大・昭・平・令 年		R4.1.1時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		令和4年度	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
				月 日		R3.12.10時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		令和3年度	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3				明・大・昭・平・令 年		R4.1.1時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		令和4年度	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
				月 日		R3.12.10時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		令和3年度	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4				明・大・昭・平・令 年		R4.1.1時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		令和4年度	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
				月 日		R3.12.10時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		令和3年度	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5				明・大・昭・平・令 年		R4.1.1時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		令和4年度	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
				月 日		R3.12.10時点の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		令和3年度	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

3. 振込口座(申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.魚協 3.信組 7.信魚連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、綾部市役所にお問い合わせください。

令和4年度分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時の住所地市区町村)

綾部市長 様

○ 受付印

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	〒 電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

氏 名	申請者との続柄	性別	個人番号	令和4年1月1日時点の住民登録のある住所 (現住所と異なる場合に記載)	R4.1以降 家計急変 があった者
			生年月日		
1	世帯主				
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		

3. 振込口座(申請・請求者の口座とします。) ※長期間入金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(カナ) (※「1. 申請・請求者」名義に限る。) (※通帳の表記に合わせてください。)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。) ※		通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。				

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、綾部市役所にお問い合わせください。

附 則

告示は、令和4年8月24日から施行する。

綾部市告示第163号

綾部市ネーミングライツ事業実施要綱（平成31年綾部市告示第88号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第1号中「㊦」を削り、「未納」を「滞納」に改める。

様式第2号及び様式第4号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行する。

綾部市告示第164号

綾部市医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業補助金交付要綱（令和元年綾部市告示第127号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行する。

綾部市告示第165号

綾部市医療的ケア児等相談支援調整事業補助金交付要綱（令和元年綾部市告示第128号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

第3条第2号中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第7項」に改める。
様式第1号中「㊥」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は令和4年8月30日から施行する。

綾部市告示第166号

綾部市居宅医療的ケア支援事業実施要綱（平成28年綾部市告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第1号及び様式第5号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行する。

綾部市告示第167号

綾部市軽・中等度難聴児支援事業実施要綱（平成27年綾部市告示第127号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行する。

綾部市告示第168号

綾部市更生訓練費支給要綱（平成18年綾部市告示第101号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第1号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行する。

綾部市告示第169号

綾部市手話通訳者、要約筆記者等派遣事業実施要綱（平成元年綾部市告示第14号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行する。

綾部市告示第170号

綾部市重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱（平成22年綾部市告示第67号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行する。

綾部市告示第 1 7 1 号

綾部市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成 2 0 年綾部市告示第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 2 号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 8 月 3 0 日から施行する。

綾部市告示第 1 7 2 号

綾部市障害児者移動支援事業運営要綱（平成 1 8 年綾部市告示第 1 0 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 8 月 3 0 日から施行する。

綾部市告示第 1 7 3 号

綾部市障害児者日常生活用具給付事業実施要綱（平成 1 2 年綾部市告示第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号及び様式第 1 号の 2 中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 8 月 3 0 日から施行する。

綾部市告示第 1 7 4 号

綾部市障害児者日中一時支援事業実施要綱（平成 2 0 年綾部市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 8 月 3 0 日から施行する。

綾部市告示第 1 7 5 号

綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 8 月 3 0 日から施行する。

綾部市告示第 1 7 6 号

綾部市障害者相談員設置要綱（平成 2 4 年綾部市告示第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 2 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 8 月 3 0 日から施行する。

綾部市告示第177号

綾部市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱（昭和52年綾部市告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

第6条中「第5条」を「前条」に改める。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第5条関係）」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第6条関係）」に改め、「㊟」を削り、「補助金の」を「助成金の」に、「補助金交付申請額」を「助成金交付申請額」に、「助成金対象承認通知書、免許証の写し」を「免許証の写し」に改める。

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行する。

綾部市告示第178号

綾部市身体障害者自動車改造助成金支給要綱（平成2年綾部市告示第33号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第6条関係）」に改め、「㊟」を削る。
様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第7条関係）」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行する。

綾部市告示第179号

綾部市多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給要綱（平成26年綾部市告示第52号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

綾部市長 山 崎 善 也

第2条第3項中「法第6条の2の2第9項」を「法第6条の2の2第8項」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

綾部市告示第 1 8 0 号

綾部市地域活動支援センター事業実施要綱（平成 1 5 年綾部市告示第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 8 月 3 0 日から施行する。

綾部市告示第 1 8 1 号

綾部市日常生活用具貸与事業実施要綱（昭和 6 3 年綾部市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号及び様式第 3 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 8 月 3 0 日から施行する。

綾部市告示第 1 8 2 号

綾部市訪問生活介護事業運営要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号及び様式第 6 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 8 月 3 0 日から施行する。

綾部市告示第183号

綾部市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年綾部市告示第151号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月31日

綾部市長 山 崎 善 也

第7条第2項中「令和4年8月31日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この告示は、令和4年8月31日から施行する。

綾部市公告第72号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和4年8月2日

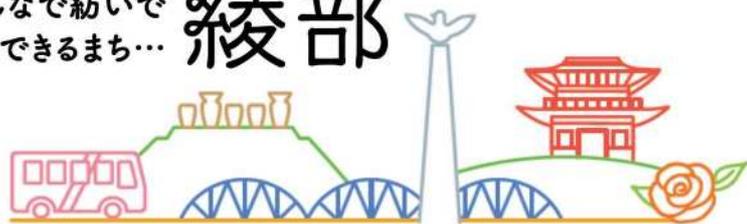
綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和4年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和4年度・令和5年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第3次試験合格発表以後必要に応じ採用します。

令和4年度 第2回 職員採用試験



一人ひとりの幸せをみんなで紡いで
実現できるまち… **綾部**



募集職種

- 事務職員
- 保育士
- 精神保健福祉士
- 保健師
- 土木技師
- 建築技師
- 消防職員

1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
保育士	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた方で、保育士、幼稚園教諭の両方の資格を有する方、又は採用までに両方の資格を取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません。	乳幼児の保育に従事
精神保健福祉士	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、精神保健福祉士の資格を有する方又は採用までに資格取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和5年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	福祉関係業務に従事
保健師	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和5年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)昭和62年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)昭和62年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方	消防・救急業務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

- ～ 地方公務員法第16条（抄） ～
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員 (2) 市民から信頼される職員 (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員 (4) 時代の変化に対応できる職員 |
|--|

2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和4年9月18日（日） 午前9時30分 （受付：午前9時から）	綾部市役所 （綾部市若竹町）
第2次試験	令和4年10月 ※詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。	
第3次試験	令和4年11月 ※詳細は、第2次試験合格者に文書で通知します。	

※ 自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ (<http://www.city.ayabe.lg.jp/>) でお知らせします。

3 試験の内容

試 験 内 容		
第1次試験	一般教養試験 (全職種共通)	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験（社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能）択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
	適性検査 (全職種共通)	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。
	専門試験 (土木技師) (建築技師)	専門的知識についての筆記試験。択一式。出題数30題。試験時間90分～120分。試験問題は学歴別。
第2次試験	作文試験 (全職種共通)	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験

	面接試験 (全職種共通)	人物評価
	体力測定 (消防職員)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
第3次試験	面接試験 (全職種共通)	人物評価

4 受験申込手続及び申込受付期間

申込書 入手方法	<p>申込書は、市役所職員課にて配布しています。 綾部市ホームページ(http://www.city.ayabe.lg.jp/)からでもダウンロード可能です。</p>
申込方法	<p>採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、申込先へ<u>直接持参又は郵送</u>してください。郵送で申し込まれる場合は、<u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。</u></p> <p>※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。 ※受験票が令和4年9月9日(金)までに到着しないときは、下記の申込先までご連絡ください。</p>
申込先	<p>〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 Tel 0773-42-4228</p>
受付期間	<p><u>令和4年8月5日(金)～令和4年8月26日(金)</u> <u>午前8時30分～午後5時15分</u></p> <p>ただし、土曜日・日曜日・休日を除きます。 郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。 ※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。</p>
その他	<p>身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p>

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

5 合格発表

- (1) 第1次合格発表 令和4年10月14日(金)午前10時
合格者本人に通知するほか、次の方法により合格者の受験番号のみ発表します。
○綾部市ホームページ(掲載期間:令和4年10月20日(木)午後5時まで)
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2) 第2次合格発表 受験者本人に合否を通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に合否を通知します。



6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、「令和4年度・令和5年度綾部市職員採用候補者名簿」に記載され、原則として令和5年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている方は、令和4年度中の採用になる場合があります。なお、令和4年度・令和5年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和6年3月31日まで有効です。
- (2) 保育士、精神保健福祉士及び保健師合格者については、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和5年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。
- (4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

消防職員として採用されると、消防学校で約半年間の研修を受けます。府内の他の消防本部の仲間とともに、寝食をともにしながら、消防士に必要な知識と教養を学び、災害現場で対応できる気力と体力を身に付けるための訓練等を行います。

また、消防学校卒業後は緊急時に対応するため、原則として綾部市内に居住することが必要となります。

7 給与、福利厚生等

(令和4年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	182,200円	163,100円	150,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

8 試験結果の開示

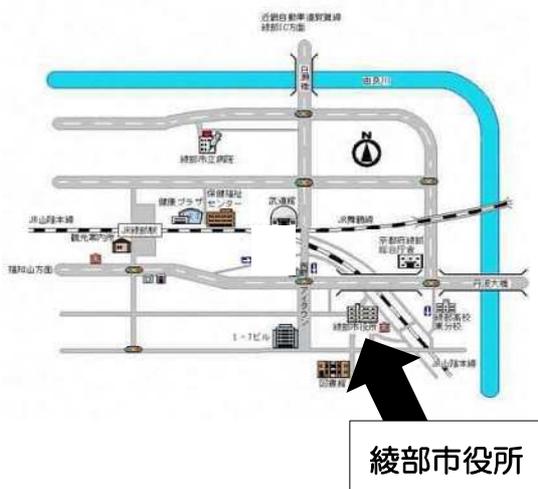
この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、直接お越しくください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者	不合格者	不合格者
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	令和4年10月14日（金）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）	第2次試験合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）	最終合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階（綾部市市長公室職員課） 午前8時30分（開示期間の初日は午前10時）から午後5時15分まで		

試験会場（綾部市役所）案内図

* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、志賀南北線、東西線、西坂線、篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、紫水ヶ丘公園線
「西町二丁目」下車
徒歩約4分



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228



綾部市公告第73号

林道君尾線整備事業、林道君尾線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年8月8日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第504 58号 |
| (2) 工 事 名 | 林道君尾線改良工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市五津合町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 林道君尾線 |
| | 6工区 L = 47.0m |
| | 鋼製L型擁壁工 L = 44.0m |
| | 7工区 L = 32.0m |
| | 鋼製L型擁壁工 L = 32.0m |
| | 8工区 L = 18.0m |
| | ブロック積工 L = 6.56m |
| | 舗装復旧工（路盤） A = 71㎡ |
| | 9工区 L = 12.0m |
| | 鋼製L型擁壁工 L = 12.0m |
| (5) 予定工期 | 令和4年9月 8日から
令和5年1月15日まで（130日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加

資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年8月8日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は870円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年8月16日（火）午前9時から午後6時まで

令和4年8月17日（水）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年8月23日（火）から

令和4年8月24日（水）正午まで

- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年8月26日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年8月31日（水）午前9時から午後6時まで
令和4年9月 1日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月31日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年9月2日（金）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

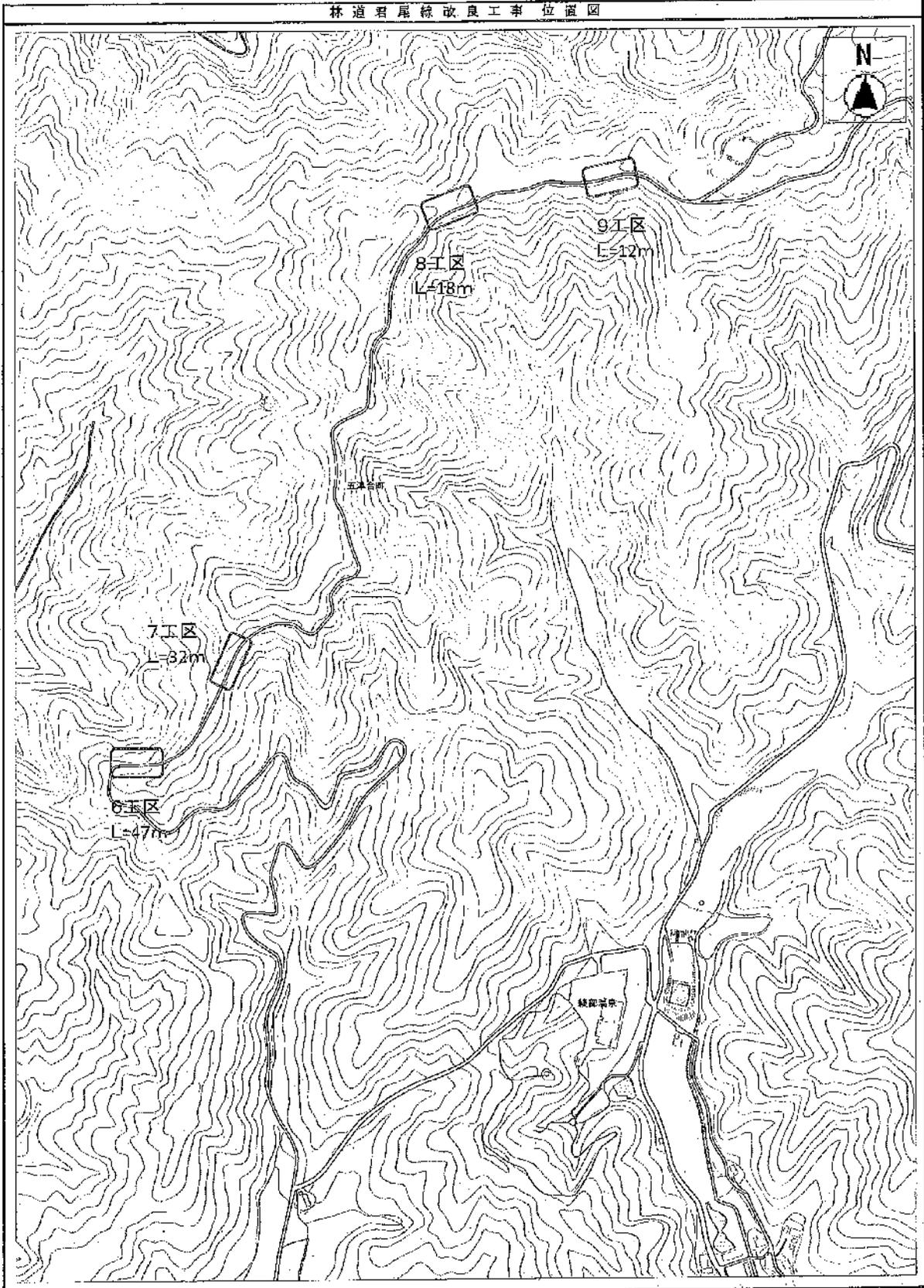
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

林道君尾線改良工事位置圖



綾部市公告第74号

下水道整備事業の公共下水道舗装復旧（4-2）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連舗装復旧（4-2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年8月8日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第504 61号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（4-2）工事
公共下水道関連舗装復旧（4-2）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市寺町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | （舗装復旧（4-2））
L = 1, 010 m W = 2. 05 ~ 10. 8 m
アスファルト舗装工 A = 4, 218 m ²
区画線工 L = 53 m
（公共下水道関連）
L = 199. 2 m W = 2. 1 ~ 9. 3 m
アスファルト舗装工 A = 750 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和4年9月8日から
令和5年3月6日まで（180日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評価が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加

資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年8月8日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は750円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年8月16日（火）午前9時から午後6時まで

令和4年8月17日（水）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年8月23日（火）から

令和4年8月24日（水）正午まで

- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年8月26日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年8月31日（水）午前9時から午後6時まで
令和4年9月 1日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月31日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年9月2日（金）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、公共下水道舗装復旧（4-2）工事と公共下水道関連舗装復旧（4-2）工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置图 S=1:2500



公共下水道鋪裝復旧(4-2)工事

位置圖 S=1:2500



公共下水道関連舗装復旧(4-2)工事

綾部市公告第75号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。
令和5年2月10日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

令和4年8月9日

綾部市長 山崎善也

- | | |
|--------------------|---|
| 1 撤去の理由 | 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第8条の規定による。 |
| 2 撤去日 | 令和4年8月2日 |
| 3 撤去区域 | J R綾部駅周辺、J R湊垣駅周辺、
J R梅迫駅周辺、桜が丘 |
| 4 撤去し
保管した台数 | 68台（詳細は別紙、一覧表のとおり） |
| 5 保管の場所 | 綾部市クリーンセンター |
| 6 保管期間 | 令和4年9月8日まで |
| 7 返還を受ける
ための手続き | 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類
（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。
撤去・保管料として自転車1台につき1,000円が必要です。 |
| 8 引取りのない
場合の措置 | 売却、廃棄等の処分を行います。 |
| 9 連絡先 | 綾部市市民環境部 市民協働課 市民活動推進担当
電話：42-4248（直通） |

撤去した放置自転車の一覧

	車体の色	防犯登録番号	車体番号
1	白	22-0067087	TF1K08992
2	白	452628	A17AB45657
3	黒	27-0053865	STSKY03918
4	白	23-0177114	不明
5	白	なし	F51006323
6	銀	23-0195046	STF313090
7	黒	24-0108378	ZXL20207431
8	黒	22-0076522	GCOH04203
9	赤	22-0073488	H6G60231
10	銀	24-0109571	3YA3645
11	銀	09-0415523	F51219200
12	銀	22-0071960	LBC06525
13	銀	22-0066043	B2K37208
14	銀	25-0052935	B1C14162
15	桃色	22-0076453	GC9K26401
16	赤	26-0063878	不明
17	赤	26-0064757	不明
18	青	22-0075010	H8H36868
19	桃色	なし	LDE07393
20	銀	22-0076365	ZY9L150785
21	銀	22-0065034	F090919086
22	黒	なし	UQ1801029
23	銀	23-0187182	F80104286
24	銀	22-0075979	633G27123
25	黄	なし	FC7L22069
26	緑	なし	S1382292
27	黒	24-0089522	V14109997
28	白	24-0108521	V201119310
29	銀	22-0074967	GZ9A01791
30	銀	なし	SVD303302
31	赤	23-0176577	GC5L64812
32	青	22-0073631	FC7H03993
33	水色	なし	GZ8M07491
34	銀	22-0076359	GG9G45003
35	黒	25-0036750	G58665865
36	黒	22-0073552	FC6L12161
37	緑	22-0077641	LZ0J03940
38	紫	22-0074293	FC7L11646
39	白	23-0184671	GC6K37596

公 告

40	銀	なし	S 8 M 6 3 3 8 6
41	銀	2 2 - 0 0 7 5 1 7 5	Z Y 8 L 2 1 0 4 9 9
42	緑	2 4 - 0 1 0 2 0 5 2	S 7 K 2 0 4 2 7 6
43	黒	2 3 - 0 1 8 8 3 8 0	G C 7 B 0 5 6 5 6
44	銀	2 5 - 0 0 6 0 3 0 0	A 1 5 A B 4 8 7 2 3
45	銀	なし	L J 1 7 0 1 3 9 8 6
46	黒	2 3 - 0 1 7 7 1 6 8	S P L 0 0 8 6 9 8
47	黒	2 4 - 0 0 9 5 5 0 8	不明
48	茶	2 3 - 0 1 8 5 9 4 2	S 7 H 0 4 7 1 0 5
49	白	なし	L D B 0 9 7 0 7
50	黒	2 2 - 6 0 7 2 0 8 6	B 5 J 0 9 6 7
51	白	2 3 - 0 1 8 4 8 8 4	G F 6 J 4 9 1 4 7
52	白	2 4 - 0 0 9 6 2 2 1	G F 6 M 2 1 6 8 2
53	黒	2 7 - 0 0 4 9 2 2 7	B 7 A 0 6 5 4 0
54	黒	2 2 - 7 3 4 6 6	F C 6 M 1 8 2 6 3
55	茶	なし	H S 3 A 0 2 4 0 1
56	桃色	2 2 - 0 0 6 7 4 6 0	F 1 1 1 0 2 2 8 5 6
57	銀	なし	F 1 4 0 7 0 2 1 5 2
58	黒	2 2 - 0 0 7 6 3 5 8	H 9 J 0 8 5 1 5
59	黒	1 6 - 0 3 3 9 6 4 6	Z Y 7 L 0 2 1 8 1 6
60	黒	2 2 - 0 0 7 7 5 6 1	S T T H Y 0 5 9 8 2
61	橙	2 3 - 0 1 8 6 2 2 0	S 6 F 6 9 7 2 5
62	赤	2 2 - 0 0 7 6 5 7 8	H 8 H 4 2 6 1 0
63	赤	なし	S T L H A 8 0 7 8 1
64	黒	2 2 - 0 0 7 7 0 0 3	S T T D F 0 2 4 1
65	黒	2 2 - 0 0 7 6 6 5 8	G A 6 L 9 7 0 5 2
66	白	2 2 - 0 0 7 4 9 2 3	H 8 J 1 2 4 6 5
67	白	2 2 - 0 0 7 2 1 0 2	不明
68	黒	なし	不明

綾部市公告第76号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和4年8月10日

綾部市長 山崎善也

以下掲示済

綾部市公告第77号

令和4年8月8日に綾部市公告第73号で公告を行った下記の工事について、入札公告を取り下げます。

令和4年8月12日

綾部市長 山崎善也

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第50458号
- (2) 工事名 林道君尾線改良工事
- (3) 工事場所 綾部市五津合町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 林道君尾線
 - 6工区 L = 47.0 m
 - 鋼製L型擁壁工 L = 44.0 m
 - 7工区 L = 32.0 m
 - 鋼製L型擁壁工 L = 32.0 m
 - 8工区 L = 18.0 m
 - ブロック積工 L = 6.56 m
 - 舗装復旧工（路盤） A = 71 m²
 - 9工区 L = 12.0 m
 - 鋼製L型擁壁工 L = 12.0 m
- (5) 予定工期 令和4年9月8日から
令和5年1月15日まで（130日間）

2 理由

閲覧設計図書に不備が確認されたため、入札公告を取り下げる。

綾部市公告第78号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和4年8月22日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第79号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和4年8月22日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第80号

宮代豊里線整備事業、市道宮代豊里線改良工事（4工区）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年8月29日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第504 64号 |
| (2) 工 事 名 | 市道宮代豊里線改良工事（4工区） |
| (3) 工事場所 | 綾部市宮代町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 68.7m W = 12.0 ~ 15.0m
側溝工（U型側溝） L = 79m
側溝工（L型側溝） L = 102m
擁壁工 L = 10m
アスファルト舗装工（車道部） A = 482㎡
透水性舗装工（歩道部） A = 204㎡
区画線工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和4年9月27日から
令和5年3月25日まで（180日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年8月29日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は2,700円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年9月1日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年9月2日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年9月8日（木）から

令和4年9月9日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年9月12日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年9月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和4年9月20日（火）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は9月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年9月21日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

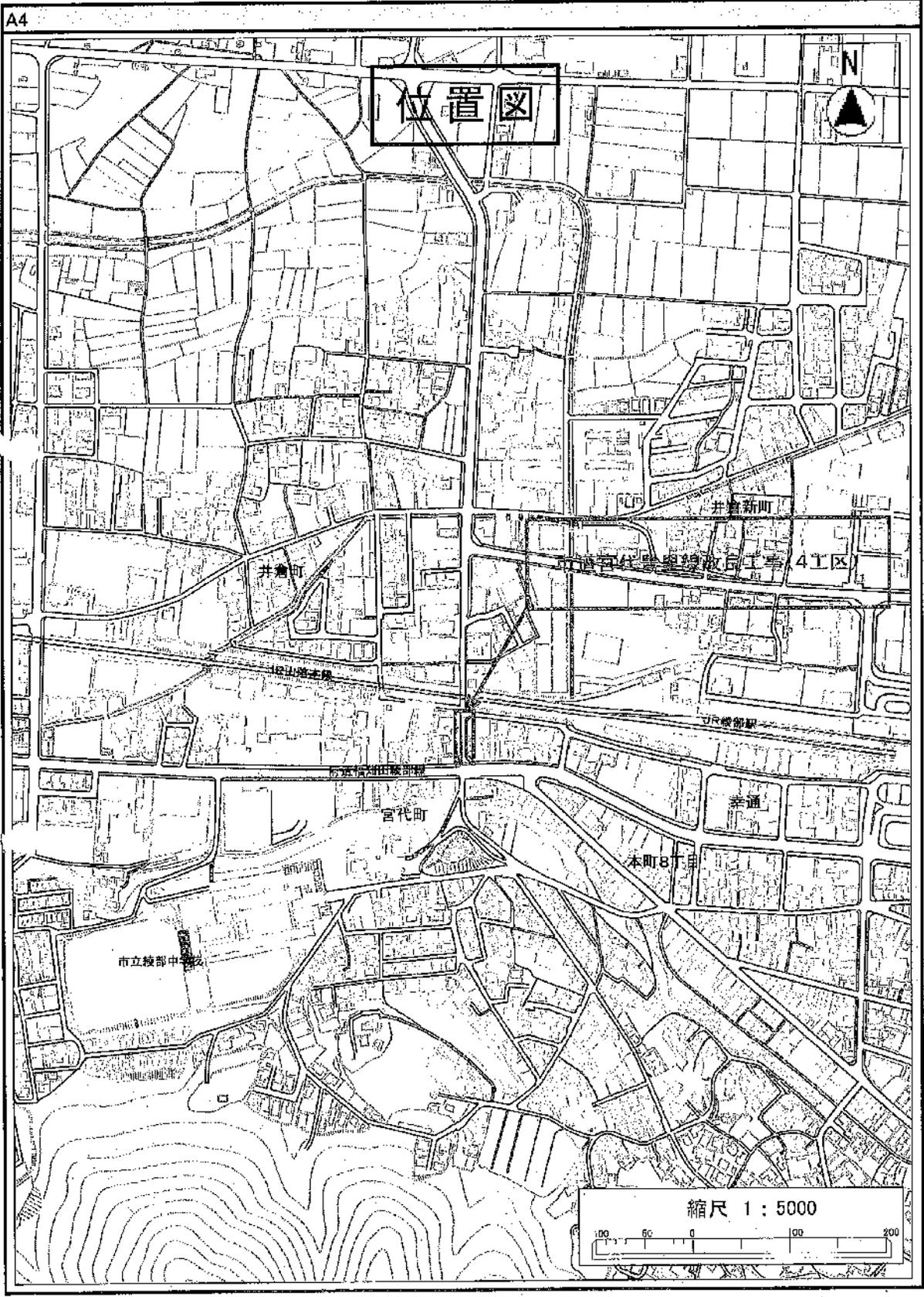
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 1 号

林道君尾線整備事業、林道君尾線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 4 年 8 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 6 5 号 |
| (2) 工 事 名 | 林道君尾線改良工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市五津合町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 林道君尾線 |
| | 6 工区 L = 4 7 . 0 m |
| | 鋼製 L 型擁壁工 L = 4 4 . 0 m |
| | 7 工区 L = 3 2 . 0 m |
| | 鋼製 L 型擁壁工 L = 3 2 . 0 m |
| | 8 工区 L = 1 8 . 0 m |
| | ブロック積工 L = 6 . 5 6 m |
| | 舗装復旧工 (路盤) A = 7 1 m ² |
| | 9 工区 L = 1 2 . 0 m |
| | 鋼製 L 型擁壁工 L = 1 2 . 0 m |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 9 月 2 7 日から
令和 5 年 2 月 3 日まで (1 3 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加

資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年8月29日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は880円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年9月1日(木)午前9時から午後6時まで

令和4年9月2日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年9月8日(木)から

令和4年9月9日(金)正午まで

- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年9月12日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年9月16日（金）午前9時から午後6時まで
令和4年9月20日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年9月21日（水）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

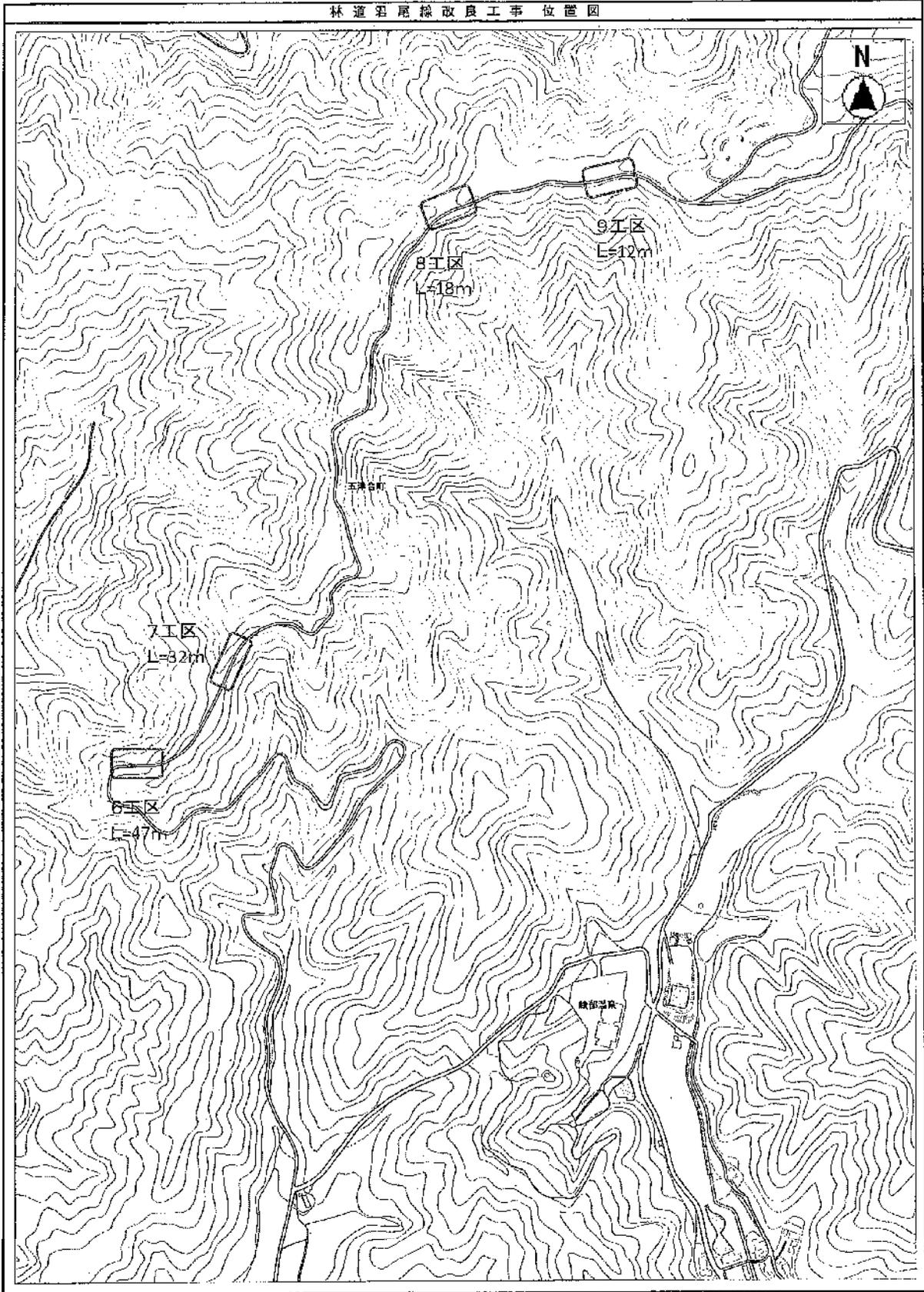
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

林道尾尾檢改良工事位置圖



綾部市公告第 8 2 号

大規模改修事業（中学校）、綾部中学校教室棟西側外壁改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 4 年 8 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 6 7 号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部中学校教室棟西側外壁改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市宮代町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 外壁塗装改修
改修面積 1, 0 5 3 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 9 月 2 7 日から
令和 5 年 1 月 2 4 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年8月29日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は180円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年9月1日(木)午前9時から午後6時まで

令和4年9月2日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年9月8日(木)から

令和4年9月9日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年9月12日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年9月16日(金) 午前9時から午後6時まで
令和4年9月20日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年9月21日(水) 午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取図 1/3500

綾部中学校教室棟西側外壁改修工事

綾部市公告第 8 3 号

避難誘導標識設置事業、避難所誘導標識設置工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 4 年 8 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 6 8 号 |
| (2) 工 事 名 | 避難所誘導標識設置工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市野田町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 避難所誘導標識改修
新設 4 8 箇所
撤去 1 7 箇所
製作のみ 2 箇所 |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 9 月 2 7 日から
令和 4 年 1 2 月 2 5 日まで (9 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿でとび・土工・コンクリート工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) とび・土工・コンクリート工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年8月29日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は260円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年9月1日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年9月2日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年9月8日（木）から

令和4年9月9日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年9月12日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年9月16日（金）午前9時から午後6時まで
令和4年9月20日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年9月21日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所在地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)	(氏 名) ----- 手 (工 事 名) 持 (請負金額) 工 (役 職 名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

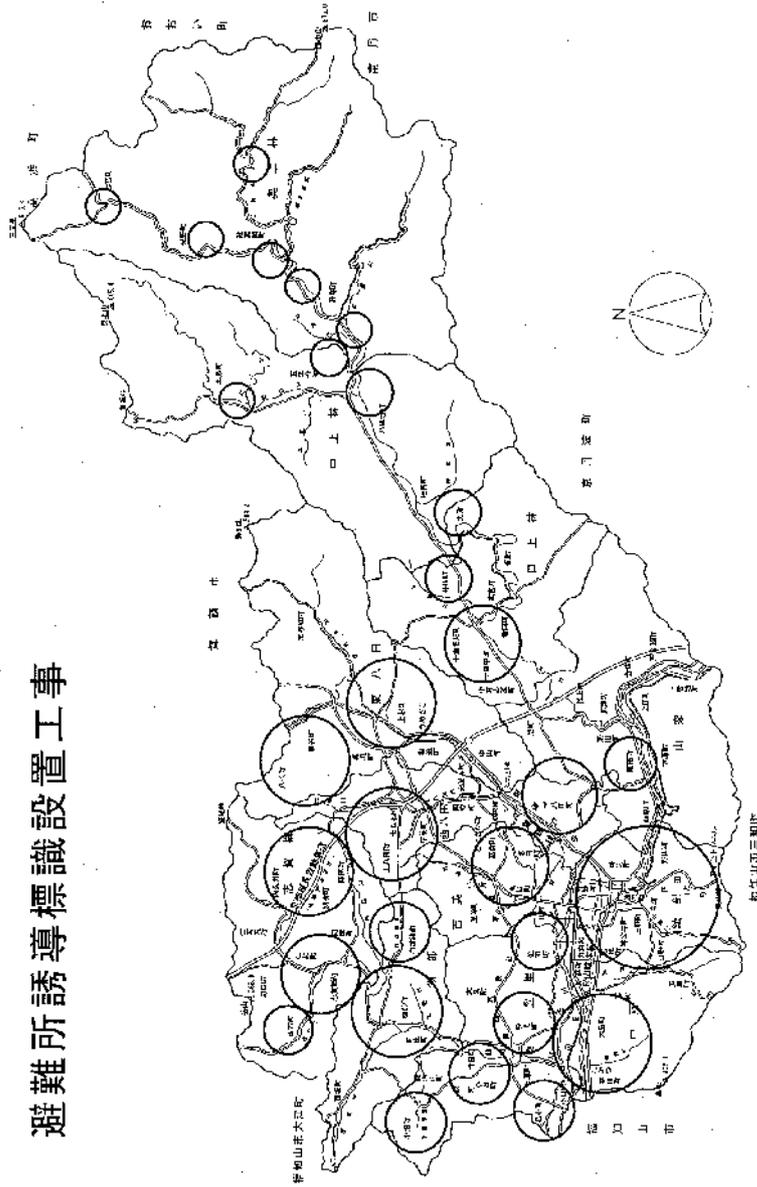
- 1 とび・土工・コンクリート工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

避難所誘導標識設置工事



位置図

綾部市公告第 8 4 号

水量水質安定的対策事業、栗町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和 4 年 8 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 6 9 号 |
| (2) 工 事 名 | 栗町配水管布設替工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市栗町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工
H I V P（RRロング）φ 1 0 0 L = 3 9 1 m
配水管布設工
H I V P（RRロング）φ 7 5 L = 7 m
消火栓設置工 N = 2 基
給水戸数 N = 1 2 戸
仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 9 月 2 7 日から
令和 5 年 3 月 5 日まで（1 6 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時 2 名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年8月29日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,620円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年9月1日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年9月2日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年9月8日（木）から

令和4年9月9日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年9月12日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年9月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和4年9月20日（火）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は9月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年9月21日（水）午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 69号 栗町配水管布設替工事	1	本案件
第504 70号 下八田町配水管布設替工事	2	
第504 71号 高津町配水管布設替工事	3	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

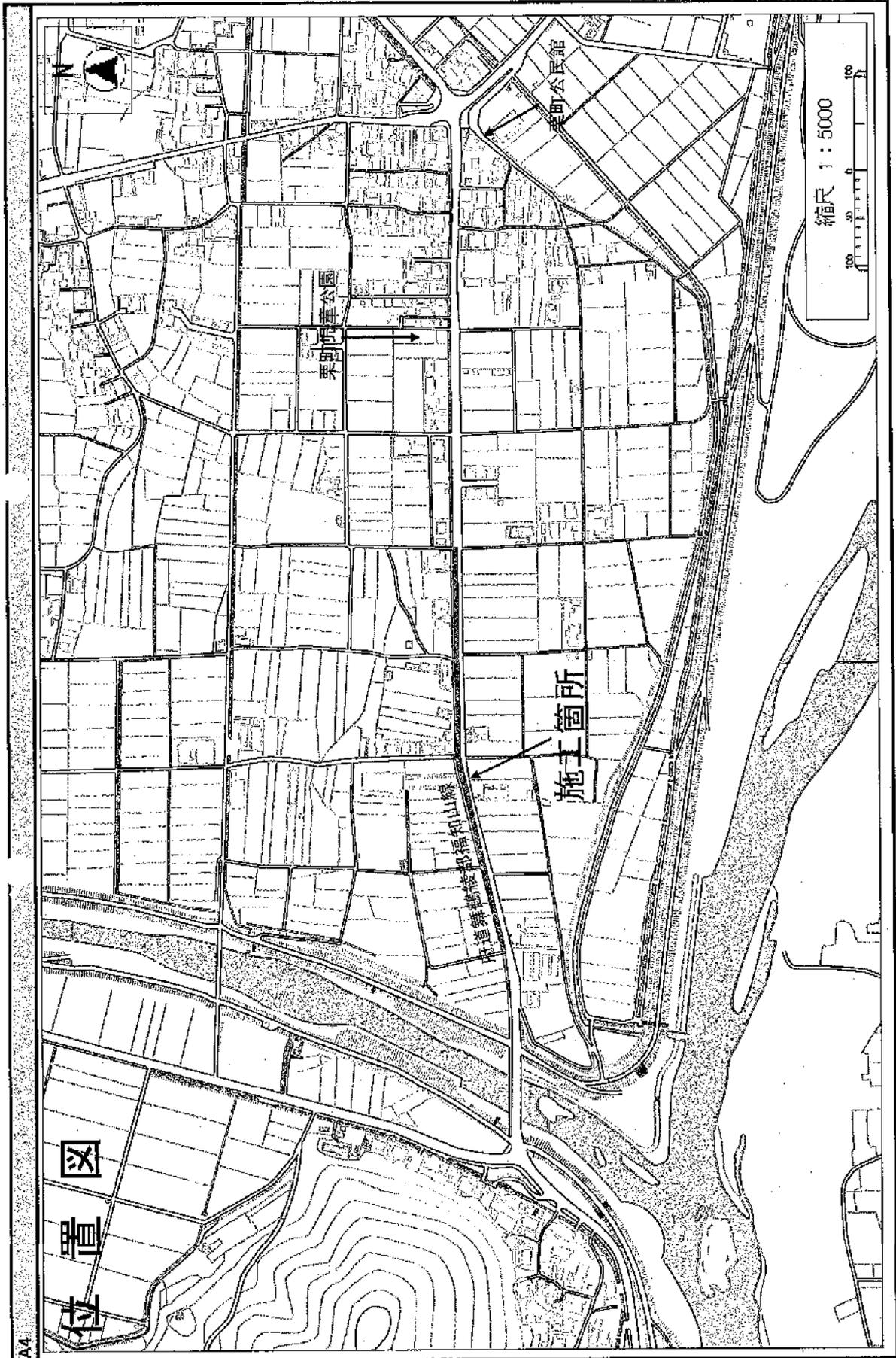
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 5 号

水量水質安定的対策事業、下八田町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 4 年 8 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 7 0 号 |
| (2) 工 事 名 | 下八田町配水管布設替工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市下八田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工
H I V P（RR ロング）φ 1 0 0 L = 5 4 4 m
消火栓設置工 N = 3 基
給水戸数 N = 1 5 戸 |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 9 月 2 7 日から
令和 5 年 3 月 5 日まで（1 6 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時 2 名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年8月29日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,030円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年9月1日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年9月2日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年9月8日（木）から

令和4年9月9日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年9月12日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年9月16日（金）午前9時から午後6時まで
令和4年9月20日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年9月21日（水）午前11時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 69号 栗町配水管布設替工事	1	
第504 70号 下八田町配水管布設替工事	2	本案件
第504 71号 高津町配水管布設替工事	3	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 86 号

水量水質安定的対策事業、高津町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和 4 年 8 月 29 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 504 71 号 |
| (2) 工 事 名 | 高津町配水管布設替工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市高津町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工 DCIP (GX) $\phi 150$ L = 184 m
配水管布設工 DCIP (GX) $\phi 75$ L = 76 m
給水戸数 N = 16 戸
仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 9 月 27 日から
令和 5 年 3 月 5 日まで（160 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時 2 名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年8月29日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,360円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年9月1日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年9月2日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月1日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年9月8日（木）から

令和4年9月9日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年9月12日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年9月16日（金）午前9時から午後6時まで
令和4年9月20日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年9月21日（水）午前11時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 69号 栗町配水管布設替工事	1	
第504 70号 下八田町配水管布設替工事	2	
第504 71号 高津町配水管布設替工事	3	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

綾部市公告第 8 7 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 8 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第 8 8 号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第 1 3 条第 1 項第 1 号に基づく指定業者を次により公表します。

令和 4 年 9 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 新たに指定する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	指 定 日
石 倉 住 設	石 倉 亜 樹	宮津市字須津 1 7 7 1 番地の 5	令和 4 年 9 月 1 日

指定申請内容

指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地	技術者数
2 2 5	石 倉 住 設	石 倉 亜 樹	宮津市字須津 1 7 7 1 番地の 5	1

綾部市消防本部告示第 2 号

綾部市消防本部患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱を次のとおり定める。

令和 4 年 8 月 2 2 日

綾部市消防長 上 原 博 一

綾部市消防本部患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、綾部市内における民間による患者等の搬送事業者に対する指導及び認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者等 要介護者、身体障害者、傷病者等をいう。
- (2) 患者等搬送業務 患者等を搬送するために必要な構造又は設備を有する自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を使用し、患者等を搬送する業務をいう。
- (3) 患者等搬送事業者 患者等搬送業務を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- (4) 乗務員 患者等搬送用自動車に乗務し、当該業務に従事する者をいう。

(指導)

第 3 条 消防長は、患者等搬送事業者に対し、別記の患者等搬送事業指導基準（以下「指導基準」という。）により必要な指導を行うものとする。

(講習)

第 4 条 消防長は、乗務員に対して、患者等搬送業務に必要な知識及び技能を習得させるため、次に掲げる講習を行うものとする。

- (1) 乗務員適任証取得講習 患者等搬送業務に必要な知識及び技術を習得する講習で、別表第 1 に掲げるものをいう。
- (2) 乗務員定期講習 患者等搬送業務に必要な知識及び技術の維持並びに向上を図るための講習で、別表第 2 に掲げるものをいう。

2 前項の講習を受講しようとする者は、講習受講申請書（様式第 1 号）を、受講日前日までに申請しなければならない。

(講習の委託)

第 5 条 消防長は、前条の講習を他の機関に委託することができる。

(適任証の交付)

第 6 条 消防長は、次に掲げる者に対して、患者等搬送乗務員適任証（様式第 2 号。以下「適任証」という。）を交付し、乗務員適任証交付簿（様式第 3 号）に登録するものと

する。

- (1) 乗務員適任証取得講習を修了した者
- (2) 別表第3に掲げる者（以下「特例適任者」という。）で、特例適任者申請書（様式第4号）により申請した者

2 適任証の有効期間は、交付の日の翌日から起算して2年とする。ただし、適任証の有効期間満了前に乗務員定期講習を受講したときは、有効期限を2年間延長し、それ以降も同様とする。

（適任証の再交付）

第7条 消防長は、適任証の交付を受けている者から適任証の亡失、滅失、汚損又は破損の申出があったときは、適任証（認定証等）再交付申請書（様式第5号）により申請させ、再交付することができる。

（認定事業者の認定）

第8条 消防長は、指導基準に適合している患者等搬送事業者を認定事業者として認定するものとする。この場合において、認定の対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める次に掲げるいずれかの許可又は登録を受けている者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

（認定の申請）

第9条 認定事業者の認定を受けようとする者は、患者等搬送事業認定（更新）申請書（様式第6号）により、前条に掲げる認定の対象となる者であることを証明する事業免許等の写し、乗務員名簿（様式第7号）、患者等搬送用自動車表（様式第8号）及び患者等搬送用自動車積載資器材表（様式第9号）を添付し、消防長に申請しなければならない。

（認定の審査）

第10条 消防長は、前条の申請書を指導基準に従い患者等搬送事業者認定（更新）審査表（様式第10号）により審査するものとする。

2 消防長は、前項の審査の結果、指導基準に適合すると認めるときは認定証等交付書（様式第11号）により、指導基準に適合しないと認めるときは認定不適合通知書（様式第12号）により、申請者に対し通知するものとする。

（認定証等の交付）

第11条 消防長は、前条により認定した認定事業者に対して患者等搬送事業者認定証（様式第13号。以下「認定証」という。）、患者等搬送事業者認定マーク（様式第14号。以下「事業者認定マーク」という。）及び患者等搬送用自動車認定マーク（様式第15号。以下「自動車認定マーク」という。）を交付するとともに該当認定事業者から認定証等受領書（様式第16号）を収受するものとする。

2 消防長は、認定証、事業者認定マーク及び自動車認定マーク（以下「認定証等」という。）を交付したときは、認定事業者台帳（様式第17号）に登録するものとする。

(認定証等の掲示)

第12条 認定事業者は、事業者認定マークを患者等搬送業務を行う事業所に掲示するものとする。

2 認定事業者は、自動車認定マークを患者等搬送用自動車に掲示するものとする。この場合において、自動車認定マークは、自動車後面で運転手の視界を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

(認定の有効期限及び認定の更新)

第13条 認定証の有効期限は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。

2 認定事業者は、認定証の有効期限の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、消防長に対し、患者等搬送事業認定(更新)申請書により、認定の期間が満了する1か月前から満了する日までの間に更新の申請をしなければならない。

3 前項の更新申請の手続き、更新審査等は、第9条及び第10条の規定を準用するものとする。

(認定証等の再交付)

第14条 消防長は、認定事業者から認定証、事業者認定マーク及び自動車認定マークのいずれかの亡失、滅失、汚損又は破損の申出があったときは、適任証(認定証等)再交付申請書(様式第5号)により申請させ、再交付することができる。

(事業の変更・休止等)

第15条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、業務内容の変更・事業の休廃止届出書(様式第18号)により、遅滞なく消防長に届け出なければならない。

(1) 患者等搬送事業認定(更新)申請書の記載内容に変更が生じたとき。

(2) 患者等搬送事業を休止し、又は廃止したとき。

(認定の取消し)

第16条 消防長は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定事業者の認定を取り消すことができる。

(1) 指導基準に違反し、かつ、是正を指導しても改善しないとき。

(2) 患者等搬送業務の遂行に当たって、患者等に対して不利益を与えるなど認定を継続することが不相当と判断されるとき。

(3) 患者等搬送業務に関し、犯罪行為その他社会通念上認定事業者としてふさわしくない行為をしたとき。

(4) 故意又は重大な過失により、患者等搬送業務中に重大な事故を発生させたとき。

(5) その他認定を継続することが、不相当と判断されるとき。

(認定の失効)

第17条 認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定はその効力を失う。

(1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され又は失効したとき。

(2) 患者等搬送事業を廃止したとき。

(3) 認定の有効期間が満了したとき。

(認定証等の返納)

第18条 消防長は、第16条又は前条の規定により認定事業者の認定が取り消され、又は失効したと認めるときは、当該認定事業者に対して、患者等搬送事業者認定取消（失効）通知書（様式第19号）により通知し、認定書等返納書（様式第20号）に添えて認定証等を返納させるものとする。

（認定事業者の調査）

第19条 消防長は、毎年1回以上認定事業者に対して、指導基準の履行状況等を第10条の規定に準じて調査を行うものとする。この場合において、認定事業者は、調査に協力しなければならない。

（消防機関への報告）

第20条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、その概要を遅滞なく消防長に連絡するとともに、特異事案・事故発生等報告書（様式第21号）により報告しなければならない。

- （1）患者等の容態が急変し、心肺蘇生を実施したとき。
- （2）患者等を搬送中に容態の変化があり、救急隊を要請し、又は当初予定していた以外の医療機関等に収容したとき。
- （3）患者等搬送業務中に重大な事故を発生させたとき。
- （4）感染症に罹患した者で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症類型の疾患に該当する等、他の利用者に影響を及ぼす感染症患者を搬送したとき。
- （5）消防長から特に報告を求められたとき。

2 認定事業者は、年度ごとの患者等搬送業務の状況を患者等搬送状況報告書（様式第22号）により、次年度の4月10日までに消防長に報告するものとする。

（認定事業者の紹介）

第21条 消防長は、市民から患者等搬送事業者の照会があったときは、認定業者を紹介することができる。

附 則

この告示は、令和4年8月22日から施行する。

別記（第3条関係）

患者等搬送事業指導基準

（事業実施の基本原則）

第1条 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚の上、関係法令等を遵守し、患者等搬送業務に当たらなければならない。

2 患者等搬送事業者は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めなければならない。

3 患者等搬送事業者は、生命に危険があり、又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関その他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送対象としてはならない。

（消防機関との連携）

第2条 患者等搬送事業者は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく消防機関に119番通報しなければならない。この場合において、患者等の所在、状態、既往症及び掛かり付けの医療機関等の知り得た情報を併せて消防機関に通報するものとする。

（1）患者等の搬送依頼時の依頼内容により、緊急に医療機関に搬送する必要があると判断した場合、併せて患者等から搬送依頼を受けた場所に乗務員を派遣するものとする。

（2）患者等から搬送依頼を受けた場所に到着後、症状により緊急に医療機関に搬送する必要があると判断した場合

（3）患者等の搬送途上において、患者等の症状が悪化し、緊急に医療機関に搬送する必要があると判断した場合

（応急手当の実施）

第3条 乗務員が行う患者等の搬送に当たっては、症状の悪化の防止に配慮するとともに、搬送中において症状が悪化し、緊急やむを得ないときは、必要な応急手当を実施しなければならない。

（乗務員の要件）

第4条 乗務員は、満18歳以上の者で、適任証の交付を受けている者でなければならない。

（適任証の携行）

第5条 乗務員は、患者等搬送業務に従事するときは、適任証を携帯しなければならない。

（運行体制）

第6条 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2人以上の乗務員をもって業務を行わなければならない。ただし、退院等を目的として運行をする場合、医師若しくは看護師等が同乗する場合、又は車椅子のみでの搬送で乗降を容易にするための装置を備え、搬送中に容態急変の可能性がない場合は、乗務員を1人とすることができる。

（患者等搬送用自動車の要件）

第7条 患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）の構造及び設備は、次の各号に定めるところによる。

（1）患者等搬送用自動車

- ア 十分な緩衝装置、換気及び冷暖房の装置を有すること。
- イ 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有すること。
- ウ ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- エ 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

(2) 患者等搬送用自動車（車椅子専用）

- ア 十分な緩衝装置、換気及び冷暖房の装置を有すること。
- イ 乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有すること。
- ウ 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- エ 車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。
- オ 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

(車両の外観)

第8条 患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈してはならない。

(積載資器材)

第9条 患者等搬送用自動車には、別紙1に掲げる資器材を積載しなければならない。

(消毒の実施要領等)

第10条 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、消毒実施要領（別紙2）に基づき次により実施しなければならない。

- (1) 毎月1回以上の定期消毒
 - (2) 毎使用後に消毒
 - (3) 医師から消毒について特別な指示があった場合は、指示に基づいた消毒
- 2 定期消毒及び医師の指示に基づく消毒を実施したときは、消毒実施記録表（別紙3）に記録し、患者等搬送用自動車内の見やすい場所に表示しなければならない。

(衛生・安全管理)

第11条 患者等搬送用自動車及び積載資器材については、点検整備を確実にを行い、清潔保持に努めなければならない。

- 2 患者等の搬送にあたっては、患者等及び同乗者に対して安全ベルトを装着させるなど搬送時の安全に努めなければならない。
- 3 乗務員は、身体の清潔保持に努めなければならない。
- 4 乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、清潔保持に努めなければならない。

(事業案内)

第12条 患者等搬送業務に係るパンフレットその他事業案内には、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現をしてはならない。

別紙 1 (患者等搬送事業指導基準第 9 条関係)

患者等搬送用自動車に積載する資器材

1 患者等搬送用自動車に積載する資器材

項 目	資 器 材 名
呼吸管理用資器材	バッグバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	敷物 保温用毛布 担架 枕
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル 絆創膏
消毒用資器材 (車両・資器材用)	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※ AED

※印は任意の積載とする。

2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）に積載する資器材

項 目	資 器 材 名
呼吸管理用資器材	※ バッグバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	※ 敷物 保温用毛布 担架 ※ 枕
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル 絆創膏
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ※ ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※ AED

※印は任意の積載とする。

別紙 2 (患者等搬送事業指導基準第 10 条関係)

消毒実施要領

	特性	適応濃度・消毒要領	注意事項・保守管理
消毒用エタノール	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の数秒間で強力に殺菌。 ・そのまま使用可能。 ・毒性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手指、皮膚及び資器材は、消毒液を浸み込ませた滅菌ガーゼ等で清拭する。 ・器具類は消毒液の中に 10～30 分浸漬する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・希釈しないで使用する。 ・蒸気の吸引に注意する。 ・血液等が付着している場合は、十分洗い落としてから使用する。 ・直射日光を避け、密栓して保管する。 ・火気を避ける。
クレゾール石けん液	<ul style="list-style-type: none"> ・結核菌及び汚物等有機物の存在下でも有効。 ・皮膚刺激及び強い臭気を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手指、皮膚の消毒 0.5～1% ・患者等搬送用自動車内、積載資器材 0.5～1% ・排泄物等で汚染されたもの 1.5% ・手指、皮膚は消毒液に浸して洗う。 ・患者等搬送用自動車内及びストレッチャー等は、消毒液を浸み込ませた布片で清拭する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り石けん水と水でよく洗い流す。 ・ウイルスに対しては無効 ・塩化ベンザルコニウムとの併用は、双方の殺菌力が相殺されるので併用を避ける。 ・直射日光を避け、密栓して保管する。
塩化ベンザルコニウム	<ul style="list-style-type: none"> ・結核菌に対しては効果がなく、血液汚物等の存在下では著しく効果が減じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手指、皮膚の消毒 0.05～0.1% ・患者等搬送用自動車内、積載資器材 0.1% ・手指、皮膚は消毒液に浸して洗う。 ・患者等搬送用自動車内及びストレッチャー等は、消毒液を浸み込ませた布片で清拭する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・結核菌、吐物、尿便に対しては効果がなく使用しない。 ・クレゾール石けん液との併用は避ける。 ・血液等が付着している場合は、十分に洗い落としてから使用する。 ・遮光した密栓容器で保管する。

<p>次亜塩素酸ナトリウム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・塩素の悪臭がある。 ・ウイルスに有効であるが、結核菌に対しては効果がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手指、皮膚の消毒 0.01～0.05% ・患者等搬送用自動車内、積載資器材 0.02～0.05% ・HBウイルスに汚染した場合 1% ・手指、皮膚は消毒液に浸し、その後流水と石けんで十分洗浄する。 ・患者等搬送用自動車内及びストレッチャー等は、消毒液を浸み込ませた布片で清拭する。 ・HBウイルスに汚染した器具類は、消毒液の中に10～30分間浸漬する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・血液等が付着している場合は、十分に洗い落としてから使用する。 ・金属を腐食させるので器具等に使用する場合には注意する。 ・濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り、石けん又は水でよく洗い流す。 ・蒸気は呼吸器を刺激するので、吸入しないように注意する。 ・遮光し、密栓して25℃以下で保存する。 ・有効期限内に使用する。
-------------------	---	--	--

- 備考
- 1 搬送用自動車内で、水漏れを避けなければならない場所は、消毒剤による清拭を行うものとする。
 - 2 消毒実施時には、感染防止用手袋（使い捨て手袋）を着装すること。

別紙 3 (患者等搬送事業指導基準第 10 条関係)

消毒実施記録表

実施年月日	実施消毒	使用消毒薬等	実施者	確認印
年 月 日	定期 特指 ()			
年 月 日	定期 特指 ()			
年 月 日	定期 特指 ()			
年 月 日	定期 特指 ()			
年 月 日	定期 特指 ()			
年 月 日	定期 特指 ()			
年 月 日	定期 特指 ()			
年 月 日	定期 特指 ()			
年 月 日	定期 特指 ()			
年 月 日	定期 特指 ()			
年 月 日	定期 特指 ()			
年 月 日	定期 特指 ()			

別表第1（第4条関係）消防機関の行う講習

1 乗務員適任証取得講習〔乗務員〕

課 目	時 間 数
総論	1
観察要領及び応急措置 (一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む)	13
体位管理要領	2
消防機関との連携要領	2
車両資器材の消毒及び感染防止要領	2
搬送法	2
修了考査	2
合 計	24

※ 課目の1時間は、45分とする。

2 乗務員適任証取得講習〔乗務員（車椅子専用）〕

課 目	時 間 数
総論	1
観察要領及び応急措置 (一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む)	9
体位管理要領	1
消防機関との連携要領	2
車両資器材の消毒及び感染防止要領	1
搬送法	1
修了考査	1
合 計	16

※ 課目の1時間は、45分とする。

3 講師

上記に掲げる講習の講師は、次のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任と認めた者
- (2) 消防大学の救急科課程の修了者で、消防長が適任と認めた者
- (3) 消防学校の救急科課程の教官として2年以上の経験を有する者で、消防長が適任と認めた者

4 乗務員の修了考査実施基準

修了考査は次の内容とし、80点以上を以て合格とする。

区 分	課 目	配 点
実 技	観察要領及び応急措置	60点
筆 記	消防機関との連携要領	20点
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点
	合 計	100点

別表第2（第4条関係）乗務員定期講習

1 定期講習は、次の表に掲げるものとする。

課 目	時 間 数
観察要領及び応急措置	2
体位管理要領	1
合 計	3

※ 課目の1時間は、45分とする。

2 講師

適任者講習と同じ。

別表第3（第6条関係）

消防機関の行う乗務員適任証取得講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者は、次に掲げる者とする。

区分	分類
1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受講した者で、資格の有効期間にある者。ただし、別表第1に定める乗務員適任証取得講習に不足する科目については、消防機関の行う講習を受講すること。
3	前2項に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者

様式第 1 号（第 4 条関係）

<p>講 習 受 講 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>綾部市消防長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名</p>	
講習区分	<p>1 乗務員適任証取得講習</p> <p>2 乗務員適任証取得講習（車椅子専用）</p> <p>3 定期講習</p>
写 真 (40mm×30mm)	<p>ふり がな 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p>
	<p>住 所</p> <p style="text-align: right;">電話 ()</p>
事業所	<p>所在地</p> <p>綾部市 町</p>
	<p>名 称</p> <p style="text-align: right;">電話 ()</p>
<p>※ 受付欄</p>	
<p>※ 経過欄</p>	

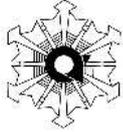
- 備考 1 写真は受講申請 3 か月以内に撮影した正面上半身（縦 40mm×横 30mm）とし、写真裏面に氏名を記入すること。
- 2 写真は、受講申請書に貼付する他、1 枚を添付すること。なお、定期講習受講者は適任証を提示することで写真は不要。
- 3 ※印欄は記入しないこと。

様式第2号（その1）（第6条関係）

患者等搬送乗務員適任証

表紙（裏）

（表）

<p>1 患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯すること。</p> <p>2 2年ごとに乗務員定期講習を受講することで、適任証は更新されます。</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <div style="text-align: center;">  <p>患者等搬送乗務員 適 任 証</p> <p>綾部市消防本部</p> </div>
---	--

内側（第1面）

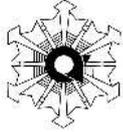
（第2面）

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">30 mm</p> <p style="text-align: center;">写真</p> <p style="text-align: center;">40 mm</p> <p style="text-align: center;">押出スタンプ</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(ふり) 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> </div> <p>上記の者は、患者等搬送乗務員に適することを証する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center; margin-left: auto;"> <p>綾部市消防長 印</p> </div>	<p style="text-align: center;">再講習受講票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年月日</th> <th style="width: 25%;">実施本部</th> <th style="width: 25%;">年月日</th> <th style="width: 25%;">実施本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	年月日	実施本部	年月日	実施本部																				
年月日	実施本部	年月日	実施本部																						

- 備考 1 適任証 縦7cm×横20cm
- 2 地色は水色とし、文字は黒色とする。

様式第2号（その2）（第6条関係）
 患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）
 表紙（裏）

（表）

<p>1 患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯すること。</p> <p>2 2年ごとに乗務員定期講習を受講することで、適任証は更新されます。</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <div style="text-align: center;">  <p>患者等搬送乗務員 適任証</p> <p>（車椅子専用） 綾部市消防本部</p> </div>
---	--

内側（第1面）

（第2面）

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">30 mm</p> <p style="text-align: center;">写真</p> <p style="text-align: center;">40 mm</p> <p style="text-align: center;">押出スタンプ</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(ふり かな) 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> </div> <p>上記の者は、患者等搬送乗務員（車椅子専用）に適することを証する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>綾部市消防長 印</p> </div>	<p style="text-align: center;">再講習受講票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年月日</th> <th style="width: 25%;">実施本部</th> <th style="width: 25%;">年月日</th> <th style="width: 25%;">実施本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	年月日	実施本部	年月日	実施本部																				
年月日	実施本部	年月日	実施本部																						

- 備考 1 適任証 縦7cm×横20cm
 2 地色はピンク色とし、文字は黒色とする。

様式第3号（第6条関係）

乗務員適任証交付簿

交付年月日 交付番号	事業所名・住所・氏名	乗務員定期講習	
月 年 日 号	事業所名	年 月 日 受講	確認印
	住所	年 月 日 受講	確認印
	氏名	年 月 日 受講	確認印
	受領印	年 月 日 受講	確認印
		年 月 日 受講	確認印
月 年 日 号	事業所名	年 月 日 受講	確認印
	住所	年 月 日 受講	確認印
	氏名	年 月 日 受講	確認印
	受領印	年 月 日 受講	確認印
		年 月 日 受講	確認印
月 年 日 号	事業所名	年 月 日 受講	確認印
	住所	年 月 日 受講	確認印
	氏名	年 月 日 受講	確認印
	受領印	年 月 日 受講	確認印
		年 月 日 受講	確認印
月 年 日 号	事業所名	年 月 日 受講	確認印
	住所	年 月 日 受講	確認印
	氏名	年 月 日 受講	確認印
	受領印	年 月 日 受講	確認印
		年 月 日 受講	確認印

様式第 4 号 (第 6 条関係)

<p>特 例 適 任 者 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>綾部市消防長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">患者等搬送事業における特例適任者として申請します。</p>	
別表 3 の区分	1 ・ 2 ・ 3
写 真 (40mm×30mm)	フリガナ 氏 名 年 月 日生
	住 所 電話 ()
事業所	所在地 綾部市 町
	名 称 電話 ()
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考 1 乗務員適任証取得講習を修了した者と同等以上と認められる資格を証明するものの写しを添付すること。
- 2 写真は受講申請 3 か月以内に撮影した正面上半身 (縦 40mm×横 30mm) とし、写真裏面に氏名を記入すること。なお、貼付する写真他 1 枚を添付すること。
- 3 ※印欄は記入しないこと。

様式第 5 号（第 7 条及び第 1 4 条関係）

<p>適任証（認定証等）再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>綾部市消防長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">下記の理由により、適任証（認定証等）の再交付を申請します。</p>			
事業所	所在地	綾部市 町	
	名 称	電話（ ）	
写 真 (40mm×30mm)		患者等搬送乗務員適任証	交付番号 第 号
		患者等搬送事業者認定証	交付番号 第 号
		患者等搬送事業者認定 マーク	枚 ・ 枚（車椅子専用）
		患者等搬送用自動車認定 マーク	枚 ・ 枚（車椅子専用）
再交付の理由			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 乗務員適任証の再交付申請では、3か月以内に撮影した正面上半身（縦40mm×横30mm）の写真を1枚添付すること
- 2 ※印欄は記入しないこと。

様式第 6 号（第 9 条及び第 13 条関係）

（表面）

<p>患者等搬送事業認定（更新）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>綾部市消防長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名</p> <p>患者等搬送事業認定（更新）について、下記のとおり申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
事業所	所在地	綾部市 町
	名 称	電話（ ）
	管理責任者・氏名	
道路運送法に定める許可等	許可等種別 許可等番号	
事業開始年月日	年 月 日 開始	
※ 受付欄	※ 経過欄	

- 備考 1 添付書類（乗務員名簿、患者等搬送用自動車表、患者等搬送用自動車積載資器材表、国土交通省免許登録の写し、制服が有る場合はその写真 1 枚／サービス判のカラー写真）
- 2 ※印欄は記載しないこと。

様式第6号（第9条及び第13条関係）

（裏面）

営業区域				
営業時間	時 分 から 時 分まで（ ）			
料 金				
患者等搬送用自動車 （所有総数）	ワゴンタイプ	台	ライトバンタイプ	台
	その他のタイプ	台	合 計	台
従業員総数 人	適任証取得者 人	その他従業員 人	制服 有・無	
事業実績	病院等通院	回 人	転 院	回 人
	入 院	回 人	福祉施設等への送迎	回 人
	退 院	回 人	その他	回 人
事業案内	有 ・ 無	有の場合はパンフレット等の案内書を添付すること		
医療機関等搬送契約の有無	有の場合は、医療機関等の名称及び契約概要を記入すること			
会員制	有 ・ 無	会員数 人		
		会 費		
(備考)				

様式第7号（第9条関係）

乗務員名簿

番号	氏名	年齢	患者等搬送乗務員適任証		
			適任証番号	交付年月日	交付機関名
			号	年 月 日	
			号	年 月 日	
			号	年 月 日	
			号	年 月 日	
			号	年 月 日	
			号	年 月 日	
			号	年 月 日	
			号	年 月 日	
			号	年 月 日	
			号	年 月 日	

備考 各乗務員の適任証の写しを添付すること。

様式第 8 号（第 9 条関係）

患者等搬送用自動車表
（表面）

車 種（型式）		塗 色				
車 両 登 録 番 号		定 員	人			
患者等収容スペース		長 さ	c m			
		幅	c m			
		高 さ	c m			
換 気 装 置	有・無	冷 房 装 置	有・無			
暖 房 装 置	有・無	消毒票の表示位置				
ストレッチャーの固定装置	有・無	患者等の固定用ベルト			有・無	
車椅子の固定装置	有・無	同乗者用シートベルト			有・無	
ストレッチャーの寸法	長さ	c m	幅	c m	高さ	c m
通信装置	有・無	装置種別				
その他						

備考 患者等搬送用自動車表は患者等搬送用自動車ごとに提出すること。

車両写真添付書
(裏面)

(前面)

(後面)

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 判とする。
2 写真の大きさは、サービス判のカラー写真とする。

様式第10号（第10条関係）

患者等搬送事業者認定（更新）審査表
（表面）

事業所名			
所在地		電話（ ）	
管理責任者・職氏名			
審査実施者		審査日 年 月 日	審査者
自動車の形態		<input type="checkbox"/> 患者等搬送用自動車 <input type="checkbox"/> 患者等搬送用自動車（車椅子専用）	
審査項目		判定	不適内容
1	道路運送法の許可、登録の状況	適・不適	
2	乗務員の資格要件	適・不適	
3	1台あたりの乗務体制	適・不適	
4	患者等搬送用自動車	車両緩衝装置	適・不適
		室内のスペース	適・不適
		換気及び冷暖房設備	適・不適
		ストレッチャー、車椅子等の固定	適・不適
		車椅子等の乗降装置	適・不適
		患者等固定用ベルト	適・不適
		通信、連絡装置	適・不適
5	車両の外観	適・不適	
6	積載資器材①	呼吸管理用資器材 <input type="checkbox"/> バックバルブマスク※ <input type="checkbox"/> ポケットマスク	適・不適

(裏面)

7	<p>積載資器材②</p> <p>保温用資器材 <input type="checkbox"/> 敷物※ <input type="checkbox"/> 保温用毛布</p> <p>搬送用資器材 <input type="checkbox"/> ストレッチャー（担架）等 <input type="checkbox"/> 枕※</p> <p>創傷等保護用資器材 <input type="checkbox"/> 三角巾 <input type="checkbox"/> ガーゼ <input type="checkbox"/> 包帯 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 絆創膏</p> <p>消毒用資器材 <input type="checkbox"/> 噴霧消毒器 <input type="checkbox"/> 消毒薬</p> <p>その他の資器材 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> ピンセット※ <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> 膿盆汚物入れ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> A E D（任意の積載）</p> <p>※患者等搬送用自動車（車椅子専用） の場合は任意</p>	適・不適	
8	車両・資器材の消毒体制	適・不適	
9	乗務員の服装	適・不適	
10	パンフレット等の表示	適・不適	
備考			

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

様		第 年 月 日 号
綾部市消防長		印
認定証等交付書		
年 月 日付けの患者等搬送事業認定(更新)申請書について、患者等搬送指導基準に適合していると認めるので、認定証等を下記のとおり交付します。 記		
事業所	所在地	
	名称	
	管理責任者 職・氏名	
交付日		年 月 日
交付場所		綾部市消防本部
交付する認定証等		
1	患者等搬送事業認定証	枚
2	患者等搬送事業者認定マーク	枚
3	患者等搬送用自動車認定マーク	枚
4	患者等搬送事業者(車椅子専用)認定マーク	枚
5	患者等搬送用自動車(車椅子専用)認定マーク	枚

様式第12号（第10条関係）

様	第 号 年 月 日	
綾部市消防長 印		
認定不適合通知書		
年 月 日付けの患者等搬送事業認定（更新）申請書について、下記の理由により認定しないので通知します。 記		
事業所	所在地	綾部市 町
	名称	
	管理責任者 職・氏名	
認定不適合理由		

問い合わせ先
綾部市

様式第13号（第11条関係）

第 号

患者等搬送事業者認定証

綾部市消防本部が定める患者等搬送事業指導基準に適合していると認めるので、下記のとおり認定する。

記

1 所在地

2 名称

3 認定有効期間

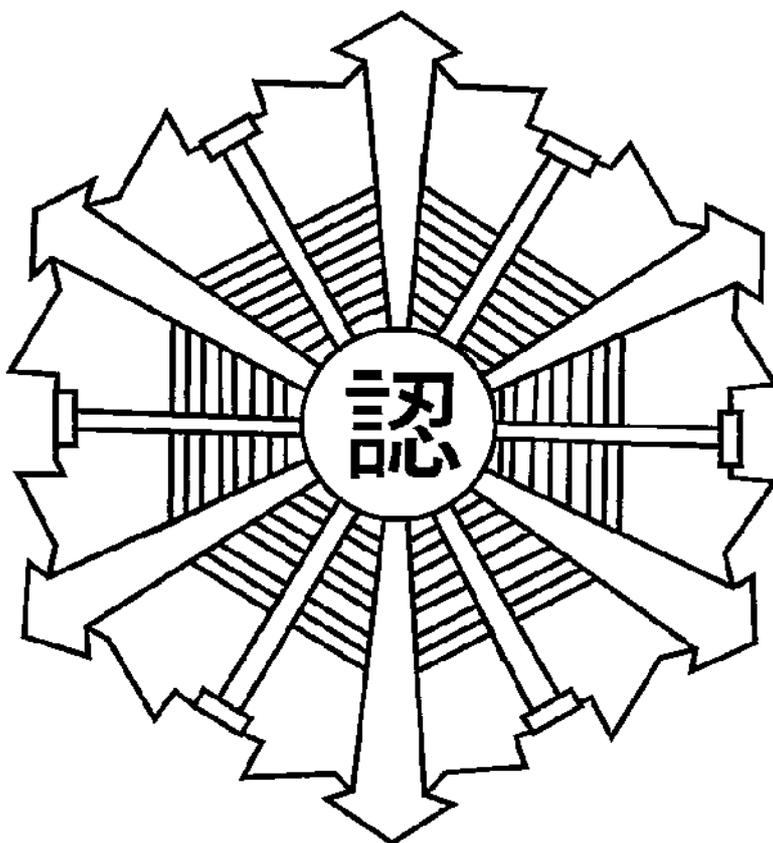
年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

綾部市消防長 印

様式第14号(その1) (第11条関係)

患者等搬送事業者認定マーク



患者等搬送に適合する事業者
として認定する。

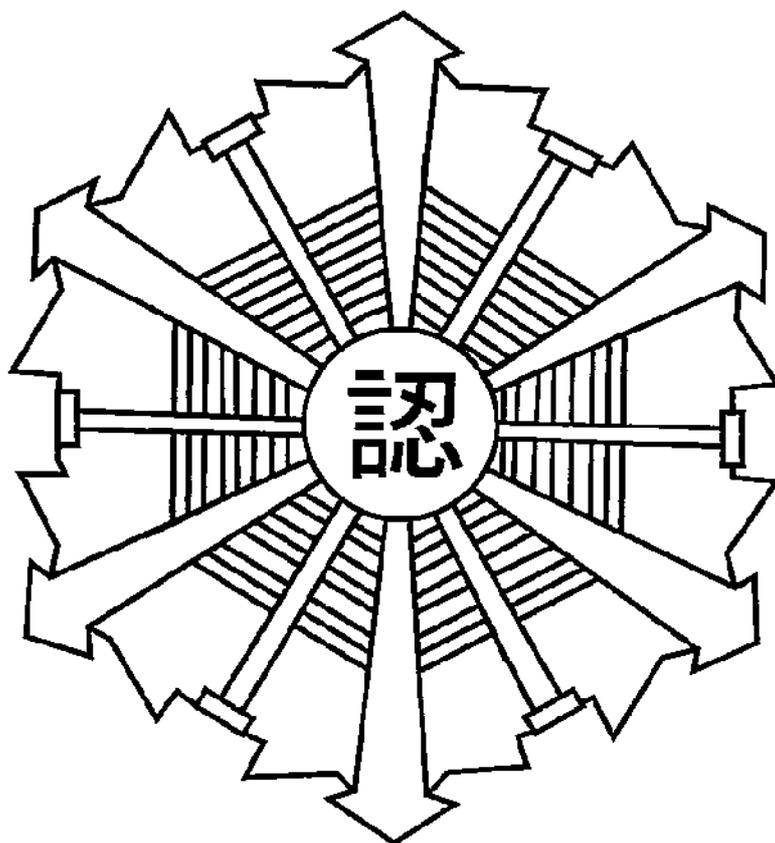
綾部市消防本部

○ 地…緑色 文字…黒色 マーク…金色

○ 横…23.7cm、縦…36cm

様式第14号(その2) (第11条関係)

患者等搬送事業者認定マーク(車椅子専用)



患者等搬送(車椅子専用)に適合する事業者
として認定する。

綾部市消防本部

- 地…ピンク色 文字…黒色 マーク…金色
- 横…23.7cm、縦…36cm

様式第15号(その1) (第11条関係)

患者等搬送用自動車認定マーク



患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面であって運転者の視界を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

- 地…緑色 文字…黒色 マーク…金色
- 直径…9 c m

様式第15号(その2) (第11条関係)

患者等搬送用自動車認定マーク(車椅子専用)



患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面であって運転者の視界を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

- 地…ピンク色 文字…黒色 マーク…金色
- 直径…9cm

様式第16号（第11条関係）

年 月 日

認定証等受領書

綾部市消防長 様

受領者
職・氏名

下記の事業所に係る患者等搬送事業の認定証等を受領しました。
なお、認定有効期間が経過したとき又は指導基準の不適合等により、貴職から返納を求められたときは、速やかに返納します。

記

所在地 事業所名	綾部市 町 電話（ ）
認定交付番号	第 号
認定有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
認定証	枚
事業者認定マーク	枚
自動車認定マーク	枚
事業者認定マーク (車椅子専用)	枚
自動車認定マーク (車椅子専用)	枚

様式第17号（第11条関係）

認定事業者台帳
（表面）

事業所名		認定番号	第	号
所在地	綾部市 町 電話（ ）			
新規認定	年 月 日			
更新認定	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
認定マーク数	事業者認定マーク 枚		事業者認定マーク（車椅子） 枚	
	自動車認定マーク 枚		自動車認定マーク（車椅子） 枚	
搬送用自動車	車 番	車両登録番号	自動車電話番号等	備考
	1号車			
	2号車			
	3号車			
	4号車			
従業員	総数 人	適任証取得者		その他従業員
		人		人
年 月 日	各種届等の経過			担当者
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

(裏面)

年 月 日	各種届等の経過	担当者
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

様式第 18 号 (第 15 条関係)

<p>業務内容の変更・事業の休廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>綾部市消防長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名</p> <p>事業内容等が変更・休止・廃止になりましたので、下記のとおり届出をします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
事業所名・所在地 代表者の職・氏名	綾部市 町		
	電話 ()		
事業者認定年月日	年 月 日	認定証交付番号	第 号
届 出 の 内 容			
※ 受付欄			

(注) 1 事業所又は患者等搬送用自動車を減じたときは当該認定マーク等を返納すること。

2 ※印欄は記入しないこと。

(裏面)

年 月 日	各種届等の経過	担 当 者
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

様式第 19 号 (第 18 条関係)

様	第 号 年 月 日	
綾部市消防長 印		
患者等搬送事業者認定取消（失効）通知書		
年 月 日付け第 号による患者等搬送事業の認定について、下記 の理由により認定を取り消す（認定が失効した）ので通知します。 なお、認定証等を速やかに返納してください。 記		
事業所	所在地	綾部市 町
	名称	
	管理責任者 職・氏名	
認定取消等の理由		

問い合わせ先
綾部市

様式第20号（第18条関係）

年 月 日

認定証等返納書

綾部市消防長 様

返納者

職・氏名

患者等搬送事業の認定で交付を受けた、下記の認定証等を返納いたします。

記

所在地 事業所名	綾部市 町 電話（ ）	
認定交付日 認定交付番号	年 月 日交付 認定交付番号 第 号	
返納する 認定証等	認定証	枚
	事業者認定マーク	枚
	自動車認定マーク	枚
	事業者認定マーク (車椅子専用)	枚
	自動車認定マーク (車椅子専用)	枚

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。

様式第 2 1 号 (第 2 0 条関係)

<p>特異事案・事故発生等報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>綾部市消防長 様</p> <p style="text-align: center;">事業所名 代表者職・氏名</p> <p>患者等搬送業務において、下記の特異事案等が発生したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
事業所	所在地	綾部市 町
	名称	
	管理責任者 職・氏名	
発生日時 発生場所		年 月 日 午前・午後 時 分
乗務員		運転手氏名 同乗者氏名
特異事案等の内容 (概要・対応・処置)		
※ 受付欄		

- 備考 1 必要に応じて特異事案等の報告に関する資料、写真等を添付すること。
2 ※印欄は記入しないこと。

様式第 2 2 号（第 2 0 条関係）

患者等搬送状況報告書

年 月 日

綾部市消防長 様

事業所名

年度中の患者等搬送状況を下記のとおり報告します。

記

	搬送件数及び人員（介護者及び付添者を除く）			左記の内、医師等同乗件数		
				医師同乗	看護師同乗	
搬送種別での搬送状況	病院への通院	件	人	件	件	
	病院への入院	件	人	件	件	
	病院からの退院	件	人	件	件	
	転院搬送（病院から病院）	件	人	件	件	
	福祉施設等への搬送	件	人	件	件	
	その他	件	人	件	件	
	計	件	人	件	件	
	感染者扱	感染症患者等を搬送した件数			件	
救急要請	救急車を必要とした件数		依頼受付時	到着時	搬送中	
			件	件	件	
特異事案等	特異事案報告件数	交通事故	患者等死亡	患者等負傷	その他	
		件	件	件	件	
応急処置	1 人に対して応急処置が重複する場合は重複して回答すること					
	心肺蘇生	人工呼吸	気道確保	吐物処置	創傷処置	その他
	件	件	件	件	件	件

綾部市選挙管理委員会告示第76号

令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和4年8月3日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

令和4年8月28日執行
綾部市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
1	1	1	綾部市田野町風久呂	風久呂団地入口矢三商店様前畑	
2	1	2	綾部市上野町上野5	西日本農業研究センター西側フェンス	
3	1	3	綾部市田野町赤坂	田野町コミュニティセンター法面	
4	1	4	綾部市寺町農屋敷	寺町西入口	
5	1	5	綾部市上野町上野129	綾部幼稚園東側	
6	1	6	綾部市新宮町91	綾部市立図書館	
7	1	7	綾部市上野町上野168	綾部小学校フェンス	
8	1	8	綾部市寺町上石	大谷住宅集会所フェンス	
9	1	9	綾部市寺町農屋敷	正暦寺様西側駐車場	
10	2	1	綾部市若竹町12	市役所東駐車場北側フェンス	
11	2	2	綾部市川糸町丁畠地内	京都府綾部総合庁舎フェンス	
12	2	3	綾部市並松町上溝口1	市民センター駐車場消防団綾部分団第2部横	
13	2	4	綾部市野田町仲ノ後8-1	消防ポンプ格納庫前	
14	2	5	綾部市味方町薬師前16	由比濱好子様宅	
15	2	6	綾部市味方町舟ノ上8-1	菱田真人様宅	
16	2	7	綾部市味方町薬師谷	紫水ヶ丘団地入口	
17	3	1	綾部市若竹町8-1	綾部市役所	
18	3	2	綾部市綾中町	大槻洋司様宅横フェンス	
19	3	3	綾部市青野町西青野	Chou Chou サクラティエフェンス	
20	3	4	綾部市西町三丁目南大坪	綾部市市民センター門塀	
21	3	5	綾部市綾中町花ノ木30	アスパ様北駐車場道路側フェンス	
22	3	6	綾部市青野町大塚	桑の苑門扉横フェンス	
23	3	7	綾部市青野町大塚	市立病院前入口	
24	4	1	綾部市駅前通東石ヶ坪	駅南広場府道側	
25	4	2	綾部市相生町17	綾部保育園フェンス	
26	4	3	綾部市神宮寺町重代1-1	昭和モータース様事務所横フェンス	
27	4	4	綾部市本町七丁目53	旧日交商事(株)綾部整備工場様フェンス	
28	4	5	綾部市幸通23	フレッシュバザール綾部幸通り店裏 市道駅前宮代線フェンス	
29	4	6	綾部市神宮寺町西谷	桑井組様作業所前公園	
30	5	1	綾部市宮代町	八幡児童公園	
31	5	2	綾部市井倉町館2	井倉町児童遊園地	
32	5	3	綾部市宮代町前田	京都丹の国農協様本店	
33	5	4	綾部市宮代町明知20	綾部中学校グラウンド下	
34	5	5	綾部市井倉町梅ヶ畑20	日東精工様玄関前駐車場	
35	5	6	綾部市井倉新町北大橋18-1	井倉新町団地3棟東側フェンス	
36	5	7	綾部市井倉新町石風呂1	ゲンゼ研究開発部様フェンス	
37	6	1	綾部市岡町斗代	美容室パンビー様横ブロック塀	
38	6	2	綾部市延町北在家7	朝倉文芳様宅前	
39	6	3	綾部市延町鳥居	小林商店様前ガードレール	
40	6	4	綾部市安場町鳴竹12-1	鳴竹集会所	
41	6	5	綾部市上延町岩鼻97	上延1号緑地	
42	6	6	綾部市大島町二反田11-3	綾部ルネス病院様駐車場フェンス	
43	6	7	綾部市大島町大江	大島町中公会堂前ガードレール	
44	6	8	綾部市岡町下山27-37	樋口明様宅	
45	6	9	綾部市大島町南天田井15-1	山崎モータース様駐車場	
46	7	1	綾部市高津町高土井	集落入口市道ガードレール	
47	7	2	綾部市高津町荒倉	高津農林組合様農産物集出荷施設横	
48	7	3	綾部市高津町三反田	京都協立病院様フェンス	
49	7	4	綾部市高津町藤ノ木5-2	プラトーあやべ様横空き地	
50	7	5	綾部市高津町北川	高津町防火水槽	

令和4年8月28日執行
綾部市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
51	7	6	綾部市高津町藤ノ木	大槻裕成様宅北側 市道ガードレール	
52	8	1	綾部市里町敷田	府道綾部インター線四方順市様宅向かい付近	
53	8	2	綾部市桜が丘一丁目	嶋田透様宅横フェンス	
54	8	3	綾部市有岡町前田25	杉山泰一様宅	
55	8	4	綾部市有岡町志庭垣	志庭垣橋横空き地	
56	8	5	綾部市多田町鳴田33	参田建夫様宅	
57	8	6	綾部市多田町前地	多田町公会堂	
58	8	7	綾部市高倉町大懐	ゴミ集積所横	
59	8	8	綾部市星原町井の谷1	星原町公民館下	
60	8	9	綾部市小呂町岸ケ下12	渡辺彰様宅隣空き地	
61	9	1	綾部市釜輪町乙味井根上	釜輪町公民館前ガードレール	
62	9	2	綾部市釜輪町唐次道ノ上	山家東部簡易水道釜輪加圧ポンプ室フェンス	
63	9	3	綾部市戸奈瀬町道ノ下	戸奈瀬町公会堂	
64	10	1	綾部市鷹栖町豊後田32	基幹集落センター	
65	10	2	綾部市下原町五反田	村上工務店様資材置き場	
66	10	3	綾部市上原町戸尻8	山家駅前広場	
67	10	4	綾部市下替地町下針ノ木迫	府道広野綾部線沿い四方弘美様土地	
68	10	5	綾部市東山町山家	東綾中学校グランドフェンス	
69	10	6	綾部市旭町西ノ内	奥野定夫様宅前空き地	
70	10	7	綾部市橋上町築14-1	橋上町集荷場前	
71	10	8	綾部市広瀬町二和橋15	佐々木鉄工所様ブロック塀	
72	11	1	綾部市和木町佐々戸	竹原いずみ様宅豚舎跡空き地	
73	11	2	綾部市西原町弓矢	西原町公民館横防火水槽	
74	11	3	綾部市和木町樋ノ口	市道和戸成2号入り口ガードレール	
75	11	4	綾部市和木町和戸谷	和久一也様宅車庫横山すそ	
76	12	1	綾部市上八田町西ノ迫	塩尻早苗様宅西側府道敷	
77	12	2	綾部市上八田町泉ヶ丘坂口3	塩尻卓司様宅前防火水槽	
78	12	3	綾部市七百石町中山11	慈眼寺様下防火水槽横畑	
79	12	4	綾部市七百石町カイ中	大日バス停前府道敷(府道西側)	
80	12	5	綾部市七百石町足縄手	消防詰所向かい側	
81	12	6	綾部市七百石町八幡2	大町公会堂	
82	12	7	綾部市七百石町湯ノ戸	十倉義様宅東側Y字路空き地	
83	13	1	綾部市岡安町土樋ノ下5番地の1	交差点角	
84	13	2	綾部市岡安町大道	西八田小学校	
85	13	3	綾部市中筋町井根淵1-2	(株)渋谷組様事務所先三差路先	
86	13	4	綾部市中筋町鶴ヶ岡	木下商店様横防火水槽	
87	13	5	綾部市中筋町野	中筋会館前畑	
88	14	1	綾部市下八田町中溝8-9	斎藤明様宅前道路法面	
89	14	2	綾部市下八田町柿差32	内藤昇様宅下	
90	14	3	綾部市淵垣町藪ノ下6	梅原秋野様宅	
91	14	4	綾部市淵垣町古川14	旧北都信用金庫淵垣支店様裏駐車場横空地	
92	14	5	綾部市淵垣町三社田	あやべ台入口市道フェンス	
93	14	6	綾部市淵垣町横田32	大田豊様宅横畑	
94	15	1	綾部市中山町梅ノ木段6	四方克実様宅	
95	15	2	綾部市中山町本丸段	井上久夫様宅前防火水槽	
96	15	3	綾部市安国寺町井根尻9-2	渡邊品江様宅北側畑	
97	15	4	綾部市安国寺町下背戸	安国寺公民館前	
98	15	5	綾部市安国寺町上背戸	渡辺信和様宅前空き地	
99	15	6	綾部市安国寺町宮ノ腰2	大槻幸一様前ガードパイプ	
100	16	1	綾部市梅迫町鐘鑄場	八田地区交換機設置前	

令和4年8月28日執行
綾部市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称	備考
101	16	2	綾部市梅迫町溝尻	日本交通株式会社様梅迫営業所跡地	
102	16	3	綾部市上杉町洪市	野間医院様東八田分院筋向い	
103	16	4	綾部市上杉町横縄手	大石公民館前空き地	
104	16	5	綾部市上杉町中嶋	東八田小学校上り口	
105	16	6	綾部市高槻町城ノ腰21	消防ポンプ格納庫前法面	
106	17	1	綾部市上杉町ヤボセ	鳥居野グラウンド前	
107	17	2	綾部市上杉町道場14-5	京都丹の国農協八田支店様倉庫前府道法面	
108	17	3	綾部市上杉町中寺口	施福寺公民館前	
109	17	4	綾部市上杉町井ノ迫	(株)京綾貨物輸送様裏空き地	
110	17	5	綾部市上杉町下雉路	吉田建一様宅前空き地	
111	17	6	綾部市上杉町坂5-6	エムハウス様横法面	
112	17	7	綾部市上杉町門ノ坪42	旧稲葉製作所様前空き地	
113	18	1	綾部市於与岐町レダニ	上野司様宅先三差路空き地	
114	18	2	綾部市於与岐町宮ノ下17	弥山会館入口横防火水槽	
115	18	3	綾部市於与岐町安ノ坂	中川原作業場	
116	18	4	綾部市於与岐町赤道	作業場跡地	
117	19	1	綾部市黒谷町東谷3	黒谷資料館跡地	
118	19	2	綾部市八代町藤角13-2	八代橋横	
119	20	1	綾部市十倉志茂町大農	廣瀬義晴様所有空き地	
120	20	2	綾部市十倉中町上川原65-1	東部グラウンド上り口空き地	
121	20	3	綾部市十倉向町仲村	渡邊美由紀様宅横畑	
122	20	4	綾部市十倉名畑町	旧口上林小学校フェンス	
123	20	5	綾部市武吉町辻	武吉公民館前広場	
124	20	6	綾部市佃町柳ヶ迫33	井上真弓様宅	
125	20	7	綾部市忠町小白井	口上林分団第4部詰所東側道路法面	
126	20	8	綾部市井根町南ノ前	永井フジ枝様宅前畑	
127	21	1	綾部市位田町浦壁58番地	位田町浦壁58番地宅前庭	
128	21	2	綾部市位田町市場	位田橋北側三叉路市道フェンス	
129	21	3	綾部市位田町蓮花寺	蘆田定一様宅横資材置き場	
130	21	4	綾部市位田町寺町3-1	下位田遊園地前	
131	21	5	綾部市位田町岬	旭ヶ丘公会堂前ガードレール	
132	22	1	綾部市栗町ガラ	栗文化センターフェンス	
133	22	2	綾部市栗町南ユルズ5-1	高橋辰一様宅	
134	22	3	綾部市栗町桶底3-1	永井精様宅横ガードレール	
135	22	4	綾部市栗町小東1	消防団豊里分団詰所フェンス	
136	22	5	綾部市栗町北ノ前48	栗上茶業組合ガレージ東側	
137	22	6	綾部市位田町岡倉	門数好様北側空地	
138	23	1	綾部市豊里町福垣96	豊里警察官駐在所横茶畑	
139	23	2	綾部市館町森下10	伊治卓様宅向かい側	
140	23	3	綾部市館町シボラ	古和田工作所様横空き地	
141	23	4	綾部市今田町元立石	塩見和子様宅前倉庫	
142	23	5	綾部市大島町上り戸	大島公民館前	
143	24	1	綾部市小西町内田28	小西茶工場様	
144	24	2	綾部市小西町有坪	小西簡易児童遊園地フェンス	
145	24	3	綾部市鍛冶屋町茅倉16	里山交流研修センター前	
146	24	4	綾部市鍛冶屋町六反	六反作業場前	
147	24	5	綾部市小畑町中村	梅垣春樹様宅ブロック	
148	24	6	綾部市小畑町天野前27	山下信行様宅石垣	
149	25	1	綾部市石原町長畑	石原自治会ごみ集積所向かい府道法面	
150	25	2	綾部市小貝町岬上通	小貝橋西側三叉路府道敷	

**令和4年8月28日執行
綾部市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
151	25	3	綾部市小貝町所塚6-2	湯殿公会堂前ガードレール	
152	25	4	綾部市私市町上野	私市東簡易児童遊園フェンス	
153	25	5	綾部市私市町中村段	私市公会堂下ガードフェンス	
154	26	1	綾部市物部町横椽	須波伎中央公民館前	
155	26	2	綾部市物部町天野10	物部町防火水槽フェンス	
156	26	3	綾部市物部町南前田1	四方友明様宅	
157	26	4	綾部市物部町六地蔵	下市バス停横空き地	
158	26	5	綾部市物部町蓮池	府道上市交差点フェンス	
159	27	1	綾部市物部町東物部119	岸田児童遊園地	
160	27	2	綾部市白道路町下五反田10-1	岸本孝昭様宅横畑	
161	27	3	綾部市物部町西樋ノ口25	物部会館フェンス	
162	27	4	綾部市物部町西樋ノ口	ふれあい広場フェンス	
163	28	1	綾部市西坂町弥谷3	谷口忠夫様宅横防火水槽	
164	28	2	綾部市西坂町黒満坪	諏訪神社様前空き地	
165	28	3	綾部市西坂町段ノ岡38-1	大槻弘和様宅横防火水槽	
166	28	4	綾部市西坂町宮床103-1	ごみ集積所横空き地	
167	28	5	綾部市西坂町堂ノ岡22-1	堂ノ岡作業場下(中野様宅横)	
168	28	6	綾部市西坂町東ノ段37	赤見坂作業場隣田和すみ江様宅	
169	29	1	綾部市新庄町北37	石ノ隈バス停裏畑下	
170	29	2	綾部市新庄町太ヶ鼻	旧しらはせ理容店様南側空き地	
171	29	3	綾部市新庄町柿19-3	永井省三様宅前畑	
172	29	4	綾部市新庄町初	奥ポンプ格納庫横	
173	30	1	綾部市白道路町鎌倉田28	岡村佳子様宅横	
174	30	2	綾部市白道路町谷ノ奥13	平田治様宅横畑	
175	30	3	綾部市白道路町深田14	大石將文様宅隣法面	
176	30	4	綾部市白道路町桜ヶ坪	株白道路興農会様倉庫前法面	
177	30	5	綾部市白道路町摺鉢田	山岡茂様宅先ガードレール	
178	31	1	綾部市志賀郷町家際29	志賀公民館前	
179	31	2	綾部市志賀郷町南町15	志賀郷バス停前	
180	31	3	綾部市志賀郷町儀市前	下町橋土手	
181	31	4	綾部市志賀郷町丁田8	志賀小学校前	
182	31	5	綾部市仁和町亀ヶ坪26	塩見吉弘様宅前道路法面	
183	32	1	綾部市向田町久保田	岡井保様宅敷地(東側)	
184	32	2	綾部市別所町流田5-1	別所停留所前	
185	32	3	綾部市別所町小丸山	別所町公会堂前ガードレール	
186	32	4	綾部市篠田町クゴノシタ	山添達男様宅向かい府道法面	
187	32	5	綾部市篠田町祝田8	篠田集荷場前	
188	33	1	綾部市坊口町由里	坊口公会堂前	
189	33	2	綾部市坊口町下山岡	京都縦貫道橋脚フェンス	
190	33	3	綾部市金河内町辻道27	ほ場整備石碑前	
191	33	4	綾部市金河内町筋海	加柴和成様宅横防火水槽フェンス	
192	33	5	綾部市内久井町石代	内久井町防火水槽フェンス	
193	34	1	綾部市西方町薦ヶ迫	消防ポンプ格納庫横防火水槽フェンス	
194	34	2	綾部市西方町味噌尾68	大槻國夫様宅	
195	34	3	綾部市西方町貝尻	西方町公会堂横法面	
196	34	4	綾部市西方町家ノ奥19	大槻修様宅	
197	34	5	綾部市西方町虫田48	岡本勇様空き地	
198	35	1	綾部市睦合町古川	ゲートボール場前空き地	
199	35	2	綾部市睦合町念道	第一区公民館前	
200	35	3	綾部市睦合町中畑	浅原公民館前	

令和4年8月28日執行
綾部市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
201	35	4	綾部市睦合町井谷2	寺澤正人様宅	
202	35	5	綾部市睦合町下引地	引地公民館空き地	
203	36	1	綾部市八津合町清水ノ下	片岡耕之助様宅横防火水槽	
204	36	2	綾部市八津合町縄手	観光センター駐車場	
205	36	3	綾部市八津合町馬場	馬場集荷場先防火水槽	
206	36	4	綾部市八津合町祖里	井上昇様宅向かい市道ガードレール	
207	36	5	綾部市八津合町村中	仲島孝男様宅横空き地	
208	36	6	綾部市五津合町荒木48	岩崎冬子様宅ブロック	
209	36	7	綾部市五津合町大田2-2	農産物直売所横法面	
210	36	8	綾部市五津合町入道25	弓削作業場前ガードレール	
211	37	1	綾部市五津合町ユリノ下	清水作業場向かい法面	
212	37	2	綾部市五津合町高岸	鎌部稔様宅北側防火水槽フェンス	
213	37	3	綾部市五泉町西巻	五泉荘向かい道路法	
214	37	4	綾部市五泉町田中	市之瀬橋横道路法	
215	37	5	綾部市五泉町宮ノ腰20-1	市志公民館前ガードレール	
216	38	1	綾部市睦寄町長野	井長守様宅横畑	
217	38	2	綾部市睦寄町志古田42	志古田防火水槽横(岩崎リエ様宅前)	
218	38	3	綾部市睦寄町市場16	生野敦子様宅横空地	
219	38	4	綾部市睦寄町鳥垣	坂尾呂神社様下	
220	38	5	綾部市睦寄町堂ノ下14	草壁公民館跡地横	
221	38	6	綾部市睦寄町有安1-1	有安公民館前グラウンドフェンス	
222	38	7	綾部市睦寄町古井前	古井公民館前防火水槽	
223	39	1	綾部市故屋岡町三反田	健康管理センター	
224	39	2	綾部市故屋岡町小中13	仲道一彦様横防火水槽	
225	39	3	綾部市故屋岡町在中	八代公民館横ガードレール	
226	39	4	綾部市故屋岡町平垣	八木博喜様前防火水槽	
227	39	5	綾部市故屋岡町神子谷下21番地の1	山崎正治様宅向かい府道法面	
228	39	6	綾部市光野町イガミ3	志馬嘉門様宅府道向かい側空き地	
229	40	1	綾部市光野町前田	光野橋下詰道路縁	
230	40	2	綾部市老富町堂ノ下	みのだ橋詰空地	
231	40	3	綾部市老富町ヒシリ4-3	老富会館前	
232	40	4	綾部市老富町西ガチ10	市茅野作業場	

綾部市選挙管理委員会告示第77号

令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙において、選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び綾部市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所を次のように定める。

令和4年8月3日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田 誠 治

- 1 選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び綾部市選挙管理委員会が候補者等の提出する各種届出等の受付を行う場所
綾部市役所第一委員会室
(綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所内)
- 2 綾部市選挙管理委員会が上記1以外の事務を取り扱う場所
綾部市選挙管理委員会事務局
(綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所内)

綾部市選挙管理委員会告示第78号

令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

令和4年8月3日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 日 時 令和4年8月21日（日） 午後5時10分
- 2 場 所 綾部市役所第一委員会室
綾部市若竹町8番地の1

綾部市選挙管理委員会告示第79号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年8月20日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

549人

綾部市選挙管理委員会告示第80号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年8月20日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

9, 146人

綾部市選挙管理委員会告示第 8 1 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 4 年 8 月 2 0 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 5 7 3 人

綾部市選挙管理委員会告示第 8 2 号

公職選挙法第 3 3 条第 1 項の規定により行う綾部市議会議員一般選挙の期日及び選挙すべき議員の数を次のように定める。

令和 4 年 8 月 2 1 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 選挙の期日 令和 4 年 8 月 2 8 日
- 2 選挙すべき議員の数 1 8 人

綾部市選挙管理委員会告示第83号

令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和4年8月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	綾部市立綾部幼稚園 体育館	綾部市上野町上野 1 2 9
第 2 投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠 1 0 - 2
第 3 投票区	あやべ・日東精工アリーナ	綾部市西町三丁目南大坪 3 9 - 1 0
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター 会議室	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター 研修室	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校 体育館	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校 体育館	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校 会議室	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター 多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校 図工室	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	小畑地区農業構造改善センター	綾部市小畑町中安 7 7
第 2 5 投票区	湯殿作業場	綾部市小貝町所堺 6
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町萩イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	京都丹の国農協旧睦合連絡所	綾部市睦合町井谷 1 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	ふるさと味あやべ工房	綾部市睦寄町鼠塚 3
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第 8 4 号

令和 4 年 8 月 2 8 日執行の綾部市議会議員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和 4 年 8 月 2 1 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

期日前投票所名	所 在 地	期日前投票所を設ける期間
綾部市役所本庁 1 階会議室	京都府綾部市若竹町 8 番地の 1	令和 4 年 8 月 2 2 日 (月) から 令和 4 年 8 月 2 7 日 (土) まで 午前 8 時から午後 8 時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町上荒木 5 番地	令和 4 年 8 月 2 5 日 (木) から 令和 4 年 8 月 2 7 日 (土) まで 午前 9 時から午後 7 時まで
物部営農指導センター	京都府綾部市物部町東野 4 6 番地の 1	令和 4 年 8 月 2 5 日 (木) から 令和 4 年 8 月 2 7 日 (土) まで 午前 9 時から午後 7 時まで

綾部市選挙管理委員会告示第 85 号

令和 4 年 8 月 28 日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和 4 年 8 月 21 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市議会議員一般選挙

選挙長

住 所 中 田 誠 治
氏 名 綾部市上野町上野 1 番地の 2

同職務代理者

住 所 西 田 愛 子
氏 名 綾部市老富町小谷 3 番 4 番合地

綾部市選挙管理委員会告示第 86 号

令和 4 年 8 月 28 日執行の綾部市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和 4 年 8 月 21 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票管理者・同職務代理者選任表

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
1	野間敏裕	田町89	梅原俊介	若松町1
2	由良隆久	野田町下赤谷20-1	由良真一	福知山市字天田249-27
3	酒井豊	西町三丁目北大坪1-2	吉松正人	福知山市前田小字一ノ宮1440-8
4	野中裕子	相生町19	野間俊樹	船井郡京丹波町坂原森ノ本9-1
5	大槻直樹	本町八丁目128	松藤晃	上延町下雑面77-1
6	田中信喜	大島町二反田5-4	石原良樹	青野町六反目27 グラン・ブルーL棟102
7	朝倉正道	高津町北川72	平岡靖之	高津町両岡谷31-3
8	村尾泰造	有岡町田部32	植原英一	里町西ノ糸19-3
9	林秀行	戸奈瀬町道ノ上37	四方和之	鷹栖町風呂屋11
10	四方義人	旭町西ノ内31	中倉司	上延町苜屋田8-1
11	四方正明	西原町猪ノ坂1	川北司	栗町内沼20
12	相根忠	上八田町八田前17-1	蘓理忠則	福知山市北平野町12-9
13	村岡晃	中筋町野2	出口均	寺町門田43-3
14	富田宣之	淵垣町カトカ16-2	松下修	桜が丘二丁目17-10
15	板倉勉	中山町本丸段27	渡辺秀和	七百石町西岡15
16	四方和宏	梅迫町上町29	守屋俊則	福知山市中坂町1-26
17	荒井昌寛	上杉町久保井根2-2	川島稔久	味方町中ノ坪66-6
18	吉崎敏明	於与岐町カミヤ6-1	吉田洸和	舞鶴市字南田辺5-19
19	堀江重喜	黒谷町東谷6	天野将明	駅前通4-1
20	辻本末広	井根町寺ノ段29	松村淳史	青野町東馬場下21-16
21	福井雅之	位田町宮ノ越4-2	四方博文	福知山市字長田239-237
22	仲江もと子	栗町内沼40-6	森本直樹	福知山市石原五丁目30
23	黒田正文	館町高谷39-73	上田亮輔	福知山市中坂町1-12
24	塩見百代	小畑町中村20	伊賀原司	今田町下開10
25	大槻嘉朗	小貝町新八95-2	岩崎成樹	青野町西ノ後27-12
26	松本彰	物部町天野25	岡田佳伯	物部町戸尻5-1
27	山下眞一郎	物部町広畑77	森本泰弘	若松町11-4
28	芦谷和明	西坂町堂ノ岡14	岡田太郎	神宮寺町加迫17-12
29	西田好郎	新庄町大迫23	永井漠	福知山市字堀1381-1 コモド曾我井101
30	四方義信	白道路町五反田9	居合克樹	福知山市石原5-4-2
31	郷橋伸一	仁和町谷坪7	出口勇樹	綾中町花ノ木5
32	松田利宏	向田町迫田4番7番合地	近松幹太	青野町館ノ後51 コーポ楓201
33	加柴和成	金河内町筋海5	坂根博之	坊口町由里26
34	竹原弘	西方町長岡59	村上智規	中ノ町二丁目34-3
35	温井毅	大阪府交野市私部西1-44-1-606	馬田雅之	井倉町館12-5
36	福岡辰久	八津合町竹原下10	太田治生	井根町菱田1-1
37	鎌部宗八	五津合町鏡台14番・17番・18番合地	吉川昌典	舞鶴市行永東町15-22
38	熊内得二	睦寄町山内37-1	武宏樹	青野町大塚81-2
39	山崎均	故屋岡町在中24	渡邊弘之	高槻町城ノ腰27
40	岩崎悦朗	西町三丁目南大坪39-2	古和田実	睦寄町小野田8

綾部市選挙管理委員会告示第 87 号

令和 4 年 8 月 28 日執行の綾部市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和 4 年 8 月 21 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市役所本庁 1 階会議室

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
8 月 22 日 (月)	中 田 誠 治	綾部市上野町 上野 1 番地の 2	飯 室 誠	福知山市篠尾新町 三丁目 7 4 番地
8 月 23 日 (火)	中 田 誠 治	綾部市上野町 上野 1 番地の 2	村 上 寛	綾部市七百石町 八幡 1 6 番地
8 月 24 日 (水)	吉 崎 進	綾部市上杉町 小嶋 3 0 番地	三 本 木 紀子	綾部市青野町 舘ノ後 4 3 番地の 1
8 月 25 日 (木)	高 橋 秀 文	綾部市忠町 段 1 0 番地	志 賀 由 佳	綾部市上延町 下雑面 8 4 番地の 1
8 月 26 日 (金)	西 田 愛 子	綾部市老富町 小谷 3 番 4 番合地	田 中 一 也	綾部市駅前通 6 3 番地
8 月 27 日 (土)	西 田 愛 子	綾部市老富町 小谷 3 番 4 番合地	四 方 健 史	綾部市桜が丘二丁目 1 4 番地の 1 2

上林いきいきセンター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
8月25日 (木)	片山正行	綾部市佃町細野 30番31番合地	大槻一郎	綾部市高津町 荒倉20番地の6
8月26日 (金)	松井浩	綾部市故屋岡町 大道19番地	梅原俊介	綾部市若松町 1番地
8月27日 (土)	岸本義徳	綾部市八津合町 片山85番地	浜木宏一郎	福知山市駒場新町 三丁目83番地

物部営農指導センター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
8月25日 (木)	高倉正明	綾部市鍛冶屋町 高稲場16番地	大槻淳平	福知山市石原 二丁目218番地
8月26日 (金)	久木康弘	綾部市物部町 六地藏3番地	表裕紀	綾部市上野町 下池田23番地の4
8月27日 (土)	竹原弘	綾部市西方町 長岡59番地	川北翔太	福知山市石原 一丁目51番地5

綾部市選挙管理委員会告示第 88 号

令和 4 年 8 月 28 日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のように定める。

令和 4 年 8 月 21 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 28 日（日） 午後 9 時 30 分から
- 2 場 所 綾部市市民センター（あやべ・日東精工アリーナ）
綾部市西町三丁目南大坪 39 番地の 10

綾部市選挙管理委員会告示第 89 号

令和 4 年 8 月 28 日執行の綾部市議会議員一般選挙の開票事務は、公職選挙法第 79 条の規定に基づき選挙会の事務に併せて行う。

令和 4 年 8 月 21 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市選挙管理委員会告示第90号

令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和4年8月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市議会議員一般選挙 2,963,700円

綾部市選挙管理委員会告示第91号

令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色を次のように定める。

令和4年8月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

	綾部市議会議員一般選挙
街頭演説用標旗	白地に、紫色の文字
街頭演説用腕章	〃
自動車、船舶乗車員用腕章	〃
自動車、船舶の表示板	〃
拡声機表示板	〃

綾部市選挙管理委員会告示第92号

令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

令和4年8月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市議会議員一般選挙投票用紙

The image shows two ballot paper templates side-by-side. Both templates have a vertical orientation. The left template is for candidates, and the right template is for voters. Both templates include a box for the candidate's name, instructions, and a stamp from the Yaguchi City Election Management Committee.

Left Template (Candidate):

- Top left: 候補者氏名 (Candidate Name)
- Center: 綾部市議会議員一般選挙投票 (Yaguchi City Council General Election Ballot)
- Bottom right: 綾部市選挙管理委員会之印 (Seal of the Yaguchi City Election Management Committee)
- Instructions: (注) 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

Right Template (Voter):

- Top right: 点字投票 (Braille Ballot)
- Center: 綾部市議会議員一般選挙投票 (Yaguchi City Council General Election Ballot)
- Bottom right: 綾部市選挙管理委員会之印 (Seal of the Yaguchi City Election Management Committee)
- Instructions: (注) 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考 投票用紙は薄青色とし、文字は黒色のインクで印刷し、印は黒色のインクで刷込式とする。

綾部市選挙管理委員会告示第93号

令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙において使用する選挙長の印を次のように定める。

令和4年8月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市議会議員一般選挙選挙長印

綾部市選挙管理委員会告示第94号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和4年8月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投 票 区 名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（綾部市水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第 95 号

令和 4 年 8 月 21 日付け綾部市選挙管理委員会告示第 86 号で告示した令和 4 年 8 月 28 日執行の綾部市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理人について、次のとおり変更した。

令和 4 年 8 月 28 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

1 投票管理者

投票区	投票管理者	
	氏 名	住 所
29	芦 谷 敏 郎	新庄町開田 23 番地

2 投票管理者職務代理人

投票区	同職務代理人	
	氏 名	住 所
10	磯 部 朋 英	田野町風久呂 6 番地の 35
13	足 立 直 樹	福知山市石原 5 丁目 22 番地
28	大 槻 康 彦	福知山市猪崎 350 番地

綾部市選挙管理委員会告示第96号

令和4年8月21日付け綾部市選挙管理委員会告示第88号で告示した令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙会を開始する時刻は、15分繰り上げ午後9時15分とする。

令和4年8月28日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市選挙管理委員会告示第97号

令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙において当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和4年8月29日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田誠治

住 所	氏 名
京都府綾部市青野町西中居	安藤和明
京都府綾部市味方町畦田	井田佳代子
京都府綾部市中ノ町三丁目	梅原哲史
京都府綾部市広瀬町伊神	片岡英晃
京都府綾部市向田町中嶋	河北ひさ子
京都府綾部市位田町桧前	後藤光
京都府綾部市上杉町門ノ坪	酒井裕史
京都府綾部市高津町坂本	高橋輝
京都府綾部市物部町城山	種清喜之
京都府綾部市寺町寺野	塚崎泰史
京都府綾部市有岡町志庭垣	中島祐子
京都府綾部市桜が丘一丁目	藤岡康治
京都府綾部市志賀郷町家際	本田文夫
京都府綾部市岡町弓場	松本幸子
京都府綾部市物部町広畑	柳原秀一
京都府綾部市岡町四ツ尾下	吉崎篤子
京都府綾部市睦合町小田	渡辺弘造
京都府綾部市小呂町菜畑	渡辺小百合

綾部市選挙管理委員会告示第98号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年9月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

549人

綾部市選挙管理委員会告示第99号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年9月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

9, 136人

綾部市選挙管理委員会告示第100号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年9月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4,568人